

2025年6月24日

日本放送協会

「日本放送協会放送受信規約」および

「日本放送協会放送受信料免除基準」の一部変更について

本日の経営委員会で「日本放送協会放送受信規約」および「日本放送協会放送受信料免除基準」の変更案が議決され、総務大臣に認可申請を行いました。

今回の変更案は、インターネットサービスをNHKの必須業務とする放送法の改正等に対応するために規定を変更するものです。詳しくは、添付の資料をご覧ください。

「日本放送協会放送受信規約」および「日本放送協会放送受信料免除基準」の一部変更についての意見募集に寄せられたご意見等については、NHK経営委員会のホームページに掲載します。

【日本放送協会放送受信規約】

<https://www.nhk.or.jp/keiei-iinkai/iken/kekka250624j.html>

【日本放送協会放送受信料免除基準】

<https://www.nhk.or.jp/keiei-iinkai/iken/kekka250624m.html>

日本放送協会放送受信規約の一部変更について

- インターネットサービスをNHKの必須業務とする放送法の改正に対応するため、2025年10月から、放送受信規約を一部変更したいと考えています。

放送受信規約(変更案)の概要

インターネット配信の 必須業務化への対応

- 2025年10月から、放送番組の同時配信、見逃し配信、番組関連情報の配信を、NHKの必須業務とする改正放送法が施行されます。
 - ▶ インターネット配信の受信に係る受信料については、すでに受信契約を結んでいただいている方※は、追加のご負担は必要ありません。
 - ▶ スマホやパソコンを持っているだけでは受信契約の対象とはならず、一定の操作を行って、NHKのWEBサイトやアプリにアクセスして配信の受信を開始した方が受信契約の対象となります。
- インターネット配信の必須業務化に伴い必要となる規定(配信の受信を開始した場合における受信契約の種別や単位、割引や免除の適用等)の変更を行います。
- 変更にあたっては、テレビ等の受信機を設置した方と配信の受信を開始した方の締結する受信契約の内容について、公平性が担保されるよう規定します。

※特別契約の方が配信の受信を開始した場合の取り扱いについては5頁参照

放送受信規約(変更案)における変更の内容や考え方、条文の解釈については次頁以降を参照してください。

放送受信規約(変更案)の内容①

- 放送受信規約(変更案)の条文ごとの主な変更内容は以下のとおりです。

条項等		変更案の内容
名称	日本放送協会放送受信規約	<ul style="list-style-type: none"> 放送法改正により、NHKの配信の受信を開始した者が受信契約の対象として加わることとなり、受信規約には、放送および配信の受信の受信契約について規定するため、「日本放送協会受信規約」に変更
1条	受信契約の種別	<ul style="list-style-type: none"> 地上契約を、「地上系によるテレビジョン放送またはNHKの配信の受信についての契約」と規定 難視聴地域または電車など営業用の移動体において、衛星放送のみを受信できる受信機を設置し、かつ、NHKの配信の受信を開始した場合は、衛星契約を締結することを規定
2条	受信契約の単位等	<ul style="list-style-type: none"> 配信の受信における契約単位は、受信機の設置と同様に、世帯は「世帯」ごと、事業所は「設置場所」ごととすることを規定 世帯において、人の生活の本拠である住居に受信機を設置し、NHKの配信の受信を開始した場合は、1契約とすることを規定 事業所において、NHKの配信の受信を開始した場合の受信契約は、配信の受信の本拠をもって通信端末機器の設置場所とみなすことを規定。また、同一の設置場所において、1の者が受信機を設置し、かつ、NHKの配信の受信を開始した場合は、1契約とすることを規定 事業所等世帯以外の配信についての受信契約を「事業の用に供するために世帯構成員以外の者に視聴させ、または閲覧させることを目的としてNHKの配信の受信を開始した場合の受信契約」と規定
3条	受信契約書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 配信の受信開始者についても、受信契約書の提出について受信機の設置者と取り扱いを同一とするよう規定 受信機の設置と配信の受信開始のいずれも行なった場合は、いずれか早い月に行なった設置または受信開始に関する事項を記載した受信契約書を提出することを規定
4条	契約の成立時期	<ul style="list-style-type: none"> 配信の受信開始者についても、受信契約または種別の変更契約の成立時期について受信機の設置者と取り扱いを同一とするよう規定
5条	受信料支払いの義務	<ul style="list-style-type: none"> 配信の受信開始者についても、受信料の支払い義務について受信機の設置者と取り扱いを同一とするよう規定

放送受信規約(変更案)の内容②

条項等		変更案の内容
5条の2～5	(各種割引)	• 配信の受信開始者についても、受信機の設置者と同様に、各種割引の対象とすることを規定
6条	受信料の支払方法	• 配信の受信開始者についても、支払方法について受信機の設置者と取り扱いを同一とするよう規定
7条	メッセージの表示	• 字句修正のみ
(新設) 7条の2	配信の受信に関する措置	• 改正放送法第64条第5項第1号に基づき定める契約者識別情報の適切な利用を確保するために必要な事項について、識別情報を付与し、受信契約の確認を行うために必要な情報の提供や手続きを促す文字等を配信の画面に表示すること、配信を同時に受信することのできる数等の制限を設けることを規定
8条	氏名、住所等の変更	• 字句修正・追加のみ
9条	受信契約の解約	• 配信の受信を終了すること等により、受信契約を要しないこととなったときの届出事項を規定
10条	受信料の免除	• 配信の受信開始者からの免除申請時に必要となる申請書への記載事項と提出書類を規定
11条	受信料の精算	• 字句修正のみ
12条	受信契約者の義務違反および割増金等	• 配信の受信開始者についても、受信機の設置者と取り扱いを同一とするよう規定
12条の2	支払いの延滞	• 字句修正のみ
13条	NHKの免責事項および責任事項	• NHKの配信を月のうち半分以上行なうことがなかった場合の責任事項について規定
13条の2	個人情報の取り扱い	• 配信の受信開始者も含む受信契約者等の個人情報についての適正な取り扱いについて規定
14条、15条	規約の変更、規約の周知方法	• 変更なし
付則	—	• 本則にあわせて必要な規定を整備

受信契約の種別(受信規約第1条)

- **配信のみを利用**する場合の受信料は、**地上契約と同額**とし、契約種別も、新たな契約種別を設けず、**地上契約として取り扱うこと**を規定します。

【NHK経営計画(2024-2026年度) <2025年1月修正> 抜粋】

受信料の体系及び水準

- テレビを設置せず、インターネット配信のみを利用する場合の受信料額(いわゆるネットのみ受信料)は、地上契約と同額とする
- 契約種別も、新たな契約種別を設けず、地上契約として取り扱う
- 既にテレビを設置して地上契約・衛星契約を結んでいただいているみなさまにはインターネットのサービスについて追加の負担を求めない

受信料額 (消費税込額) (円)

契約種別	月額	6か月前払	12か月前払
地上契約	1,100	6,309	12,276
衛星契約	1,950	11,186	21,765
特別契約	860	4,934	9,599

(沖縄県) (消費税込額) (円)

契約種別	月額	6か月前払	12か月前払
地上契約	965	5,539	10,778
衛星契約	1,815	10,416	20,267

【特別契約の方が配信の受信を開始した場合の契約種別について】

自然の地形による難視聴地域や列車・電車等の移動体で、地上放送が受信できず、衛星放送のみが受信できる場合は、「特別契約」を締結していただいておりますが、10月以降、配信の受信を開始された場合、衛星放送を受信できる環境に加え、新たに、地上放送と同一の受益を得られる環境が加わることになるため、「衛星契約」とすることを規定します。

【現行におけるテレビ等受信機の契約単位】

	世帯	事業所等住居以外の場所
契約単位	【原則】 「世帯」 ごと ⇒住居および生計をともにする者の集まり、 または独立して住居もしくは生計を維持する単身者	【事業所等住居以外の場所】 「設置場所」 ごと ⇒部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位

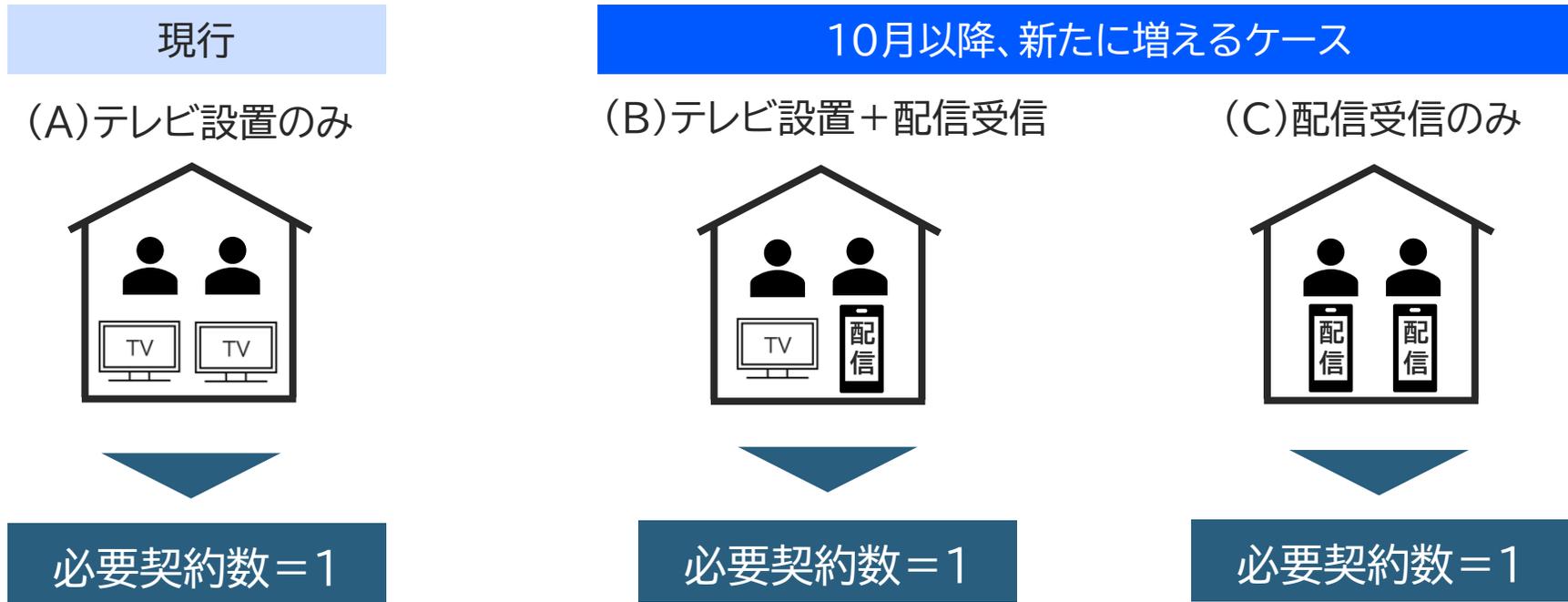


【配信の契約単位】

- **世帯の契約単位**については、テレビ等の受信機と同様に、「**世帯**」ごとと規定します。(改正放送法第64条第2項)
- **事業所の契約単位**については、テレビ等の受信機と同様に、「**設置場所**」ごとと規定します。

🏠 <世帯> 配信の受信における契約単位のイメージ①

- 配信の受信の開始により締結する受信契約の単位については、テレビ等の受信機と同様に、「世帯※」ごととなります。
 - ✓ すでに受信契約を締結している場合は、配信の受信を開始しても、新たな受信契約の締結は不要です。
 - ✓ テレビの設置がなく、配信の受信を開始した場合は、新たに受信契約の締結が必要です。

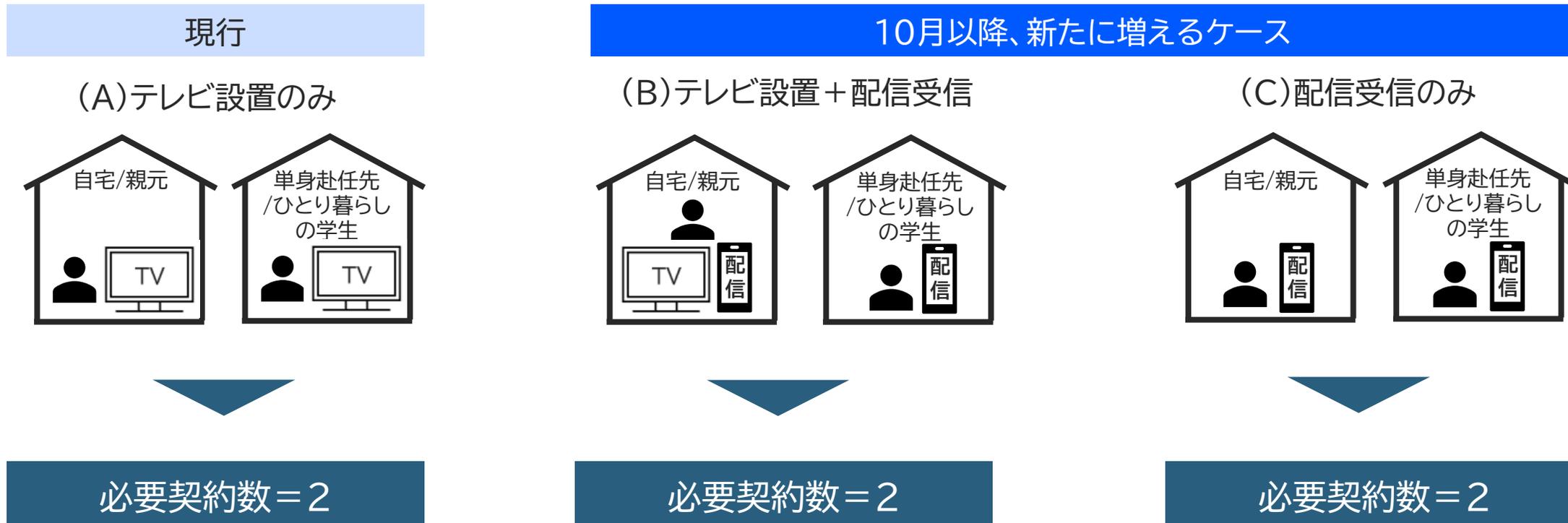


<※世帯の定義> 受信規約第2条第3項(現行)

世帯とは、住居および生計をともにする者の集まり、または独立して住居もしくは生計を維持する単身者

🏠 <世帯> 配信の受信における契約単位のイメージ②

- 自宅等から離れて暮らす単身赴任や学生の方は、世帯が分かれることとなるため、これまでと同様、受信機の設置や配信の受信を開始した場合は、自宅等とは別に受信契約が必要となります。



本人や同居家族による別荘等の自宅外での配信の利用は、同一世帯内での利用のため、新たな受信契約の締結は不要(改正放送法第64条第2項)

配信の受信契約でも、受信料が半額となる家族割引や、学生の場合は学生免除の対象となります。



<事業所> 配信の受信における契約単位 (受信規約第2条第2項「配信の受信の本拠」の解釈)

- **配信の受信**の開始により締結する**受信契約の単位**については、負担の公平性や運用の実効性等の観点から、テレビ等の受信機と一体的に運用できるよう、**テレビ等の受信機と同様に、「設置場所」ごと**とします。
 - ✓ 同一の設置場所で、すでに受信契約を締結している場合は、配信の受信を開始しても、新たな受信契約の締結は不要です。
 - ✓ テレビの設置がない場所で、配信の受信を開始した場合は、新たに受信契約の締結が必要です。
- インターネットはテレビとは異なり、配信を受信する「場所」を特定しきれないケースがあります。このため、「**配信の受信の本拠**」という考え方をもって設置場所を特定します。
 - ✓ 「配信の受信の本拠」とは、配信の受信に関する業務の本拠となる事業所内の場所を言います。テレビの設置場所と同じく、部屋や自動車等がこれにあたります。

【配信の受信における設置場所の特定(例)】

利用方法	設置場所
<p>特定の場所で使用される 通信端末機器 (チューナーレステレビ 等)</p>	<p>◆ その機器が置かれた場所(「配信の受信の本拠」)が設置場所となります (例)ホテルの客室 ※ホテルの客室にチューナーレステレビを設置し、事業者が宿泊客に利用させるために受信を開始した場合</p>
<p>不特定の場所で使用される 通信端末機器 (スマホ・タブレット 等)</p>	<p>◆ その機器を使用させる業務実施上の拠点(「配信の受信の本拠」)が設置場所となります (例)会社の居室、学校の教室 ※居室・教室の内外で使用されるスマホ等の可搬型機器で、業務・授業のために受信を開始した場合</p>

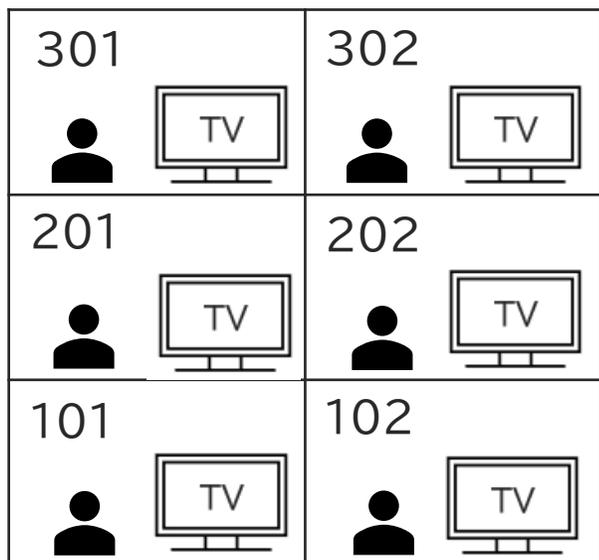
＜事業所＞配信の受信における契約単位のイメージ①

＜例①＞ホテルの客室でテレビや通信端末機器(事業者が配信の受信を開始)を使用している場合

⇒ 客室が設置場所
(配信の受信の本拠)

現行

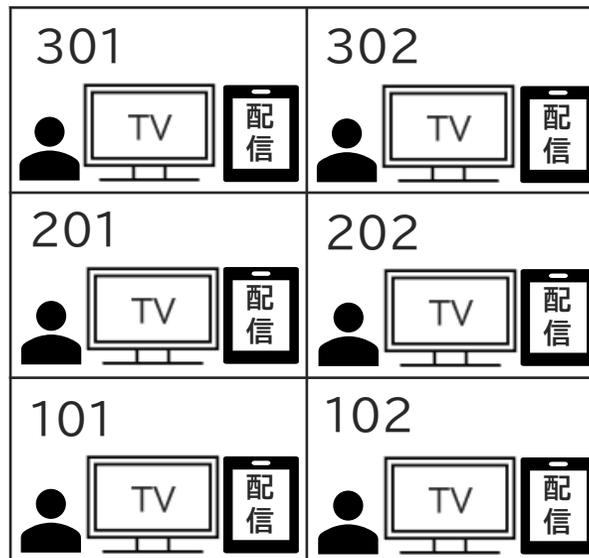
(A) テレビ設置のみ



必要契約数 = 6

10月以降、新たに増えるケース

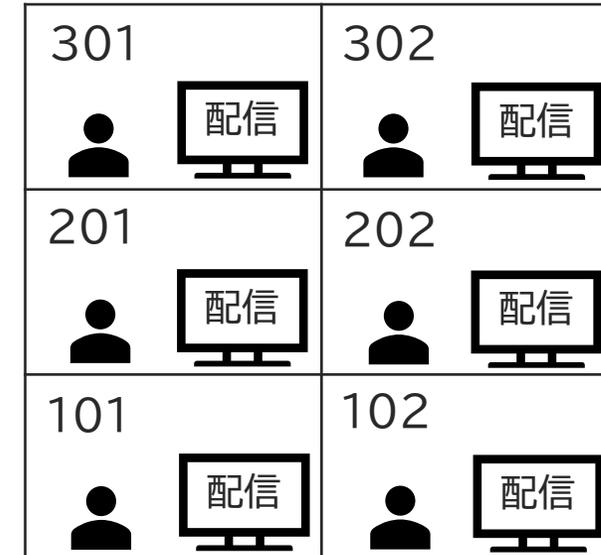
(B) テレビ設置 + 配信受信(例: タブレット)



必要契約数 = 6

すでに受信契約を締結している場合は、配信の受信を開始しても、新たな受信契約の締結は不要

(C) 配信受信のみ(例: チューナレスTV)



必要契約数 = 6

テレビの設置がない場所で、配信の受信を開始した場合は、新たに受信契約の締結が必要

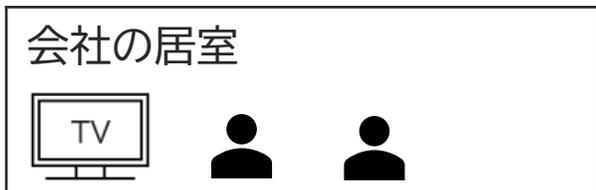
配信の受信契約でも、2契約目以降の受信料が半額となる事業所割引の対象となります。

＜事業所＞配信の受信における契約単位のイメージ②

＜例②＞会社の居室でテレビの設置や従業員が業務のために通信端末機器で配信の受信をしている場合 → 居室が設置場所 (配信の受信の本拠)

現行

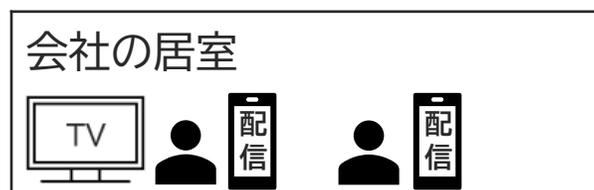
(A) テレビ設置のみ



必要契約数 = 1

10月以降、新たに増えるケース

(B) テレビ設置 + 配信受信 (例: スマホ)



(C) 配信受信のみ (例: スマホ)



不特定の場所で使用される通信端末機器は、その機器を使用させる業務実施上の拠点 (「配信の受信の本拠」) が設置場所となります



必要契約数 = 1

すでに受信契約を締結している場合は、配信の受信を開始しても、新たな受信契約の締結は不要

必要契約数 = 1

テレビの設置がない場所で、配信の受信を開始した場合は、新たに受信契約の締結が必要

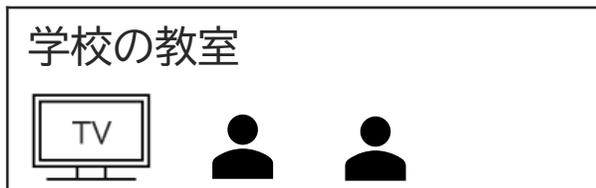
＜事業所＞配信の受信における契約単位のイメージ③

＜例③＞学校の教室でテレビの設置や生徒が授業のために通信端末機器で配信の受信をしている場合

⇒ 教室が設置場所
(配信の受信の本拠)

現行

(A) テレビ設置のみ



必要契約数 = 1

10月以降、新たに増えるケース

(B) テレビ設置 + 配信受信 (例: タブレット)



(C) 配信受信のみ (例: タブレット)

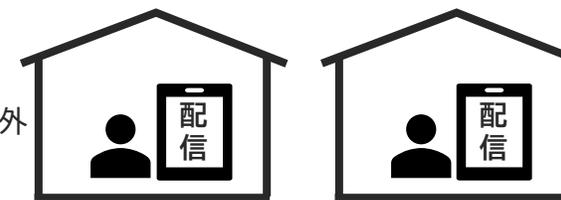


不特定の場所で使用される通信端末機器は、その機器を使用させる業務実施上の拠点
(「配信の受信の本拠」)が設置場所となります

学校の教室外
で使用



学校の教室外
で使用



必要契約数 = 1

すでに受信契約を締結している場合は、
配信の受信を開始しても、新たな受信契約の締結は不要

必要契約数 = 1

テレビの設置がない場所で、配信の受信
を開始した場合は、新たに受信契約の締結が必要

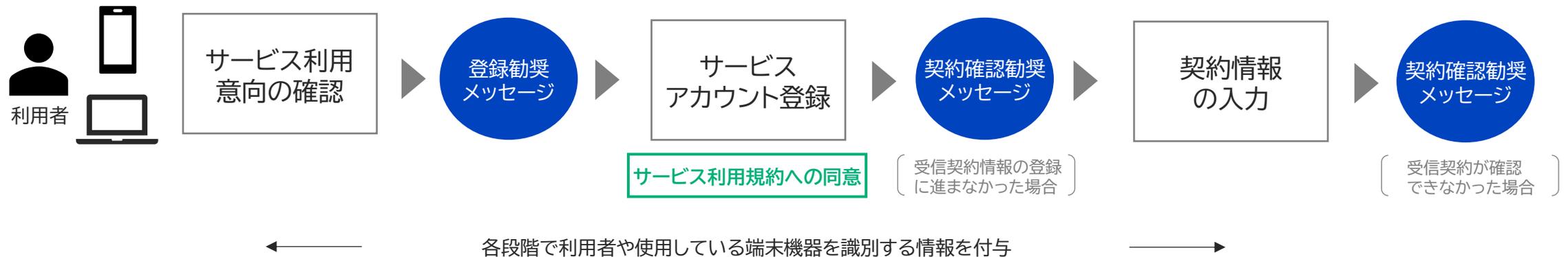
配信の受信契約でも、**小学校・中学校等***は免除の対象となります。

※小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校(前期課程に係るものに限る。)・特別支援学校・幼稚園

配信の受信に関する措置(新設:受信規約第7条の2)

- 現行の受信規約においては、衛星放送が受信できる受信機を設置した方に対して、設置者の氏名・住所等の連絡を促すメッセージや、受信契約を案内するメッセージの表示ができることを規定しています。(受信規約第7条)
- **配信の受信を開始した方**に対しても、受信料の公平負担の徹底および配信の適切な利用の確保のため、識別情報を付与し、それをもとに**受信契約の確認のために必要な情報の提供や手続きを促す「メッセージ等の表示」**や、**「同時利用数等の制限」**ができることを新たに規定します。

配信サービスの提供イメージ(世帯の場合)



【配信の利用数について】

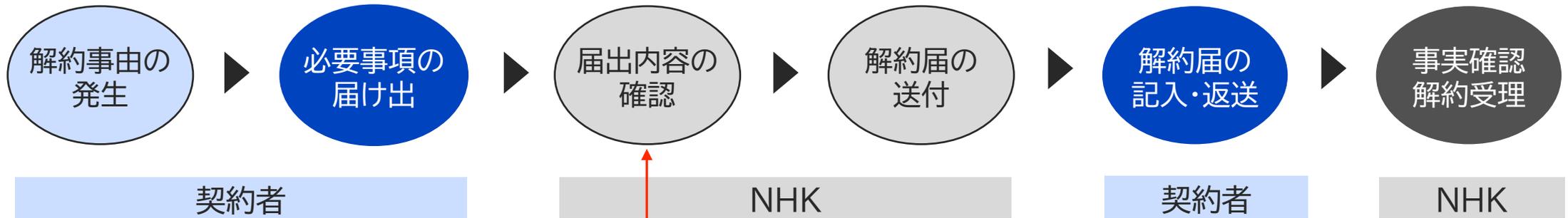
世帯および事業所における配信の同時利用数や禁止事項等の具体的な内容はサービスの利用規約等で規定する予定です。

受信契約の解約(受信規約第9条)

- **配信の受信終了に伴う解約**においては、ご本人と同一世帯の方が継続的に配信を受信していないことや、受信機の設置がないことをお届けいただく必要があります、**受信機廃止の場合と同様に規定**します。

現状の解約の流れ(テレビ撤去等)

現行のテレビ等受信機の撤去に伴う解約にあたっては、受信契約を要しないこととなった状況を確認のうえ、解約届をお客様に送付し、返送された解約届をもとに、受信機の設置がないことの実を確認し解約を受理



テレビの解約においても、配信の受信をしていないことをお届けいただくことが必要

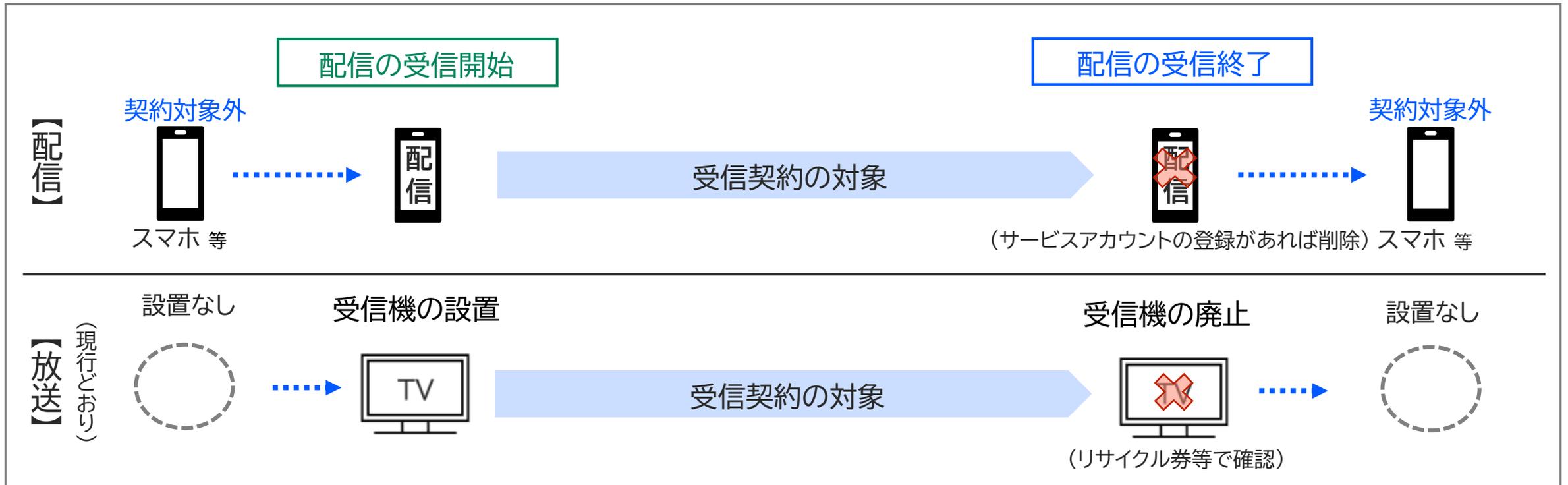
- 解約の手続き方法については、視聴者のみなさまに**具体的にわかりやすく周知**することに加え、利便性の向上の観点から、**一部の解約事由についてはインターネットで受付**することを検討しています。
- アカウントを利用されている方には、アカウントの無効化についてもご案内します。

配信の受信開始と終了

- 「**配信の受信開始**」とは、具体的には、NHKのアプリやWEBサイトにアクセスした際に、受信契約が必要になることを確認し、一定の操作を行ってNHKの配信の視聴または閲覧を開始することをいいます。
 - 「**配信の受信終了**」とは、具体的には、アプリやブラウザで以後、継続的にNHKの配信を視聴または閲覧しなくなることをいいます。
- 配信の受信終了に伴う受信契約の解約手続きにあたり、NHKでは以下の点をお伺いします。

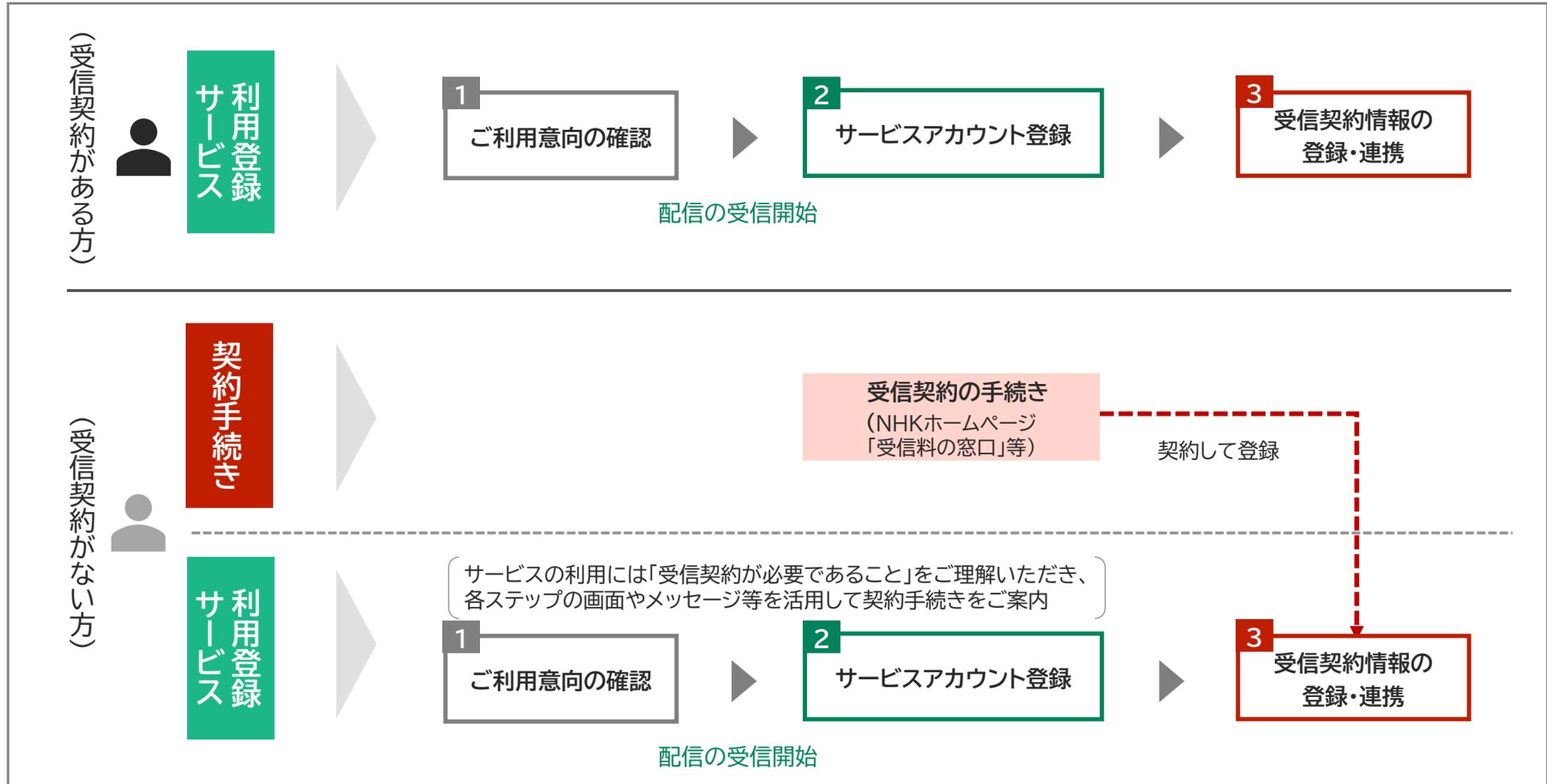
- ✓ アプリとブラウザいずれでも配信を受信しないこと
- ✓ ご本人と同一世帯の方が、今後どの端末でも配信を受信しないこと
- ✓ テレビ等の受信機の設置がないこと

※ 解約にあたり、NHKがスマホやパソコンの廃棄等を求めることはありません。



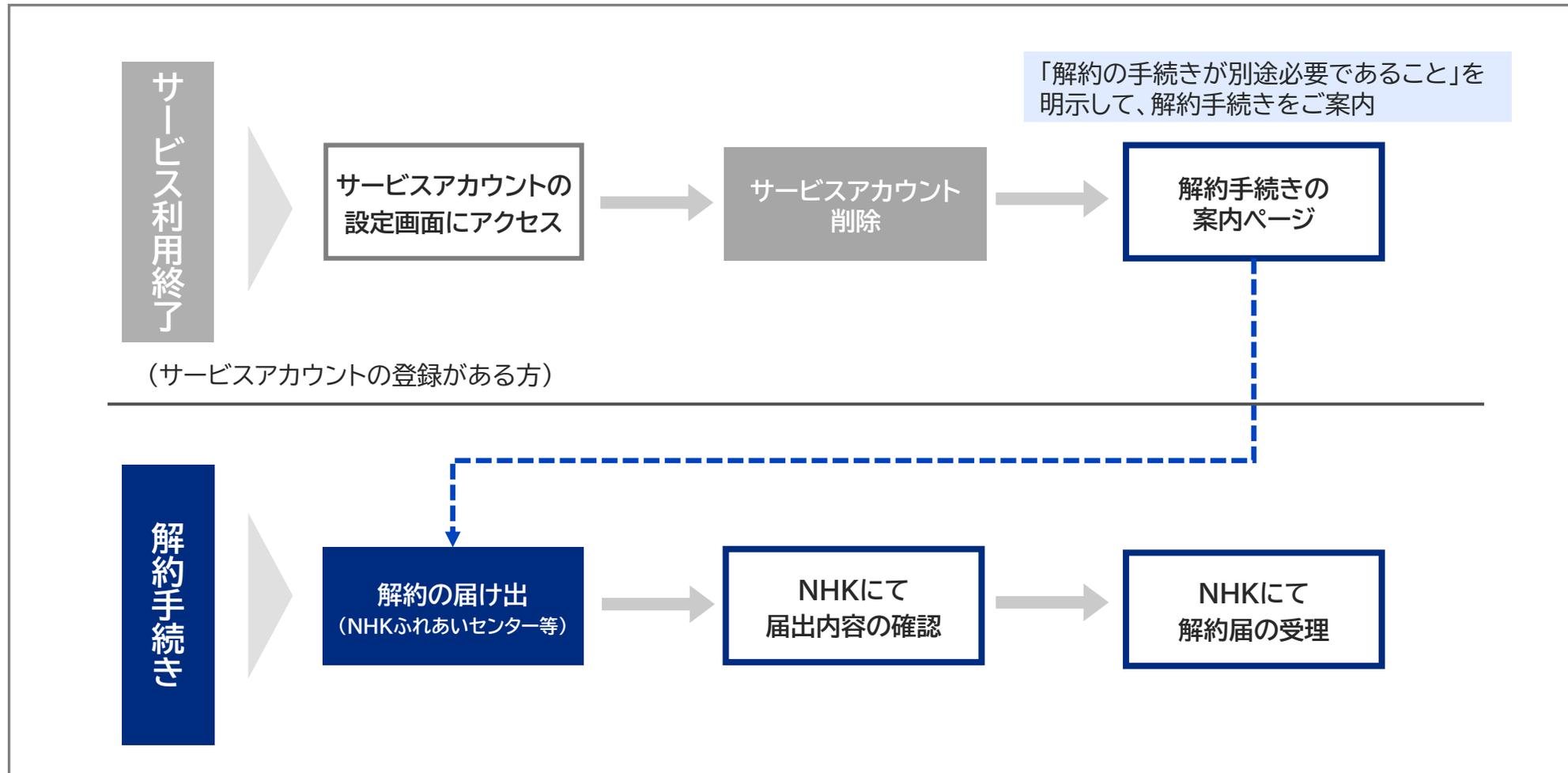
「サービス利用登録」と「契約手続き」(イメージ)

- 配信の受信開始時には、サービスアカウントを登録し、受信契約情報を登録のうえサービスアカウントとの連携をお願いします。
 - すでに受信契約がある方は、新たな契約手続きは不要です。(受信契約がない方は新規契約の手続きをお願いします。)



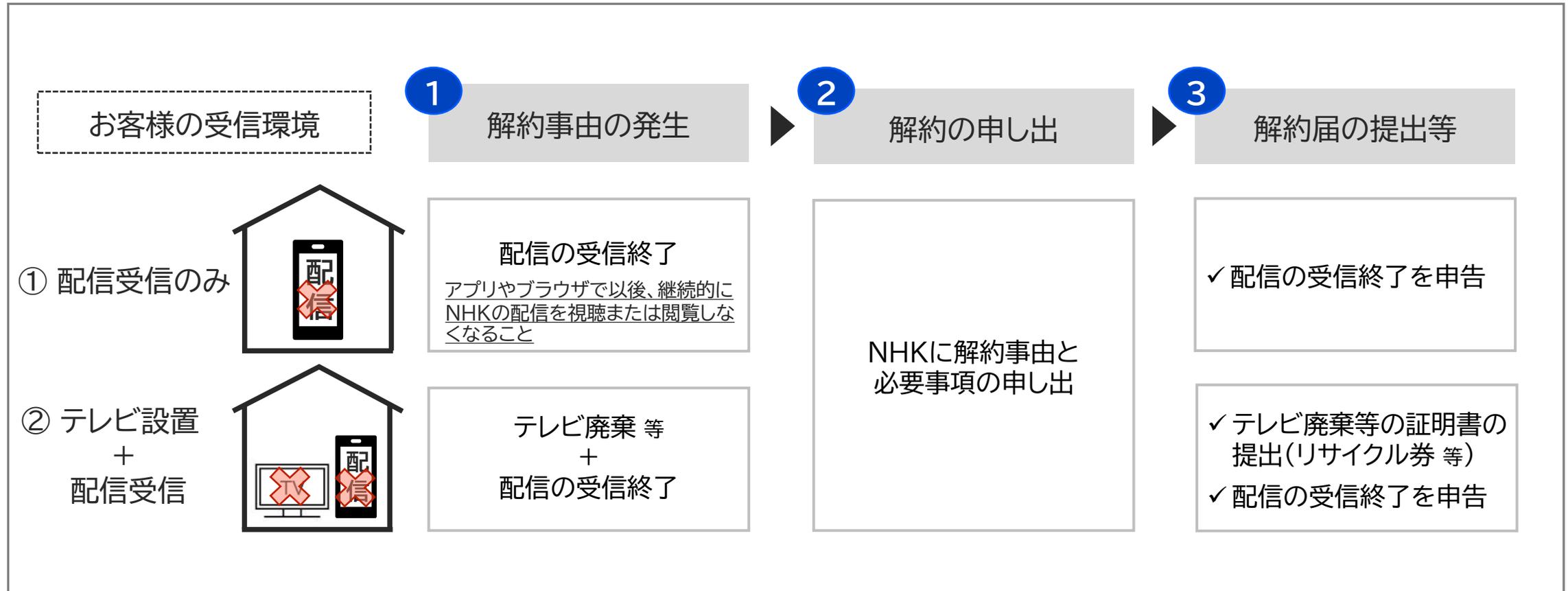
「サービス利用終了」と「解約手続き」(イメージ)

- 配信の受信終了※時には、サービスアカウントを削除のうえ、受信契約の解約手続きをお願いします。
※アプリやブラウザで以後、継続的にNHKの配信を視聴または閲覧しなくなる
- 解約にあたっては、NHKふれあいセンター等を通じて、解約事由等の必要な事項をお届けください。



配信の受信契約の解約手続きの流れ(イメージ)

- 配信の受信終了時における解約手続きの流れは次のとおりです。
- NHKでは、届出内容をもとに受信契約を要しない状況であることを確認したうえで、解約を受け付けます。



現在、受信契約の解約手続きは、原則、お電話での申し出の後に解約届の提出をお願いしています。今後、インターネットを通じた手続きを検討してまいります。

NHKの責任事項(受信規約第13条)

- 現行の受信規約においては、放送を月のうち半分以上行うことがなかった場合は、NHKの責任事項として、当該月の受信料を徴収しないことを規定しています。
- 10月以降、**配信を月の半分以上、行うことがなかった場合の受信料の取り扱い**を新たに規定します。

<地上契約者の場合>

(A)テレビ設置のみ	(B)テレビ設置+配信受信	(C)配信受信のみ
【地上放送が停止した場合】  受信料を徴収しない	【地上放送と配信が停止した場合】  受信料を徴収しない	【配信が停止した場合】  受信料を徴収しない

<衛星契約者の場合>

(A)テレビ設置のみ	(B)テレビ設置+配信受信	(C)配信受信のみ
【地上放送が停止した場合】  受信料を徴収しない	【地上放送と配信が停止した場合】  受信料を徴収しない	—
【衛星放送が停止した場合】  地上料額を徴収し衛星料額の差額を徴収しない	【衛星放送が停止した場合】  地上料額を徴収し衛星料額の差額を徴収しない	

*自然の地形による難視聴地域等で、地上放送が受信できない場合は取り扱いが異なります。

日本放送協会放送受信料免除基準の一部変更について

- インターネットサービスをNHKの必須業務とする放送法の改正等に対応するため、2025年10月から、放送受信料免除基準を一部変更したいと考えています。

放送受信料免除基準(変更案)の概要

インターネット配信の必須業務化への対応	<ul style="list-style-type: none">・ インターネット配信の必須業務化に伴い必要となる規定の変更を行います。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 年間収入が一定額以下等の別住居の学生に関する免除の対象範囲を一部拡大します。

放送受信料免除基準(変更案)における変更の内容や考え方、条文の解釈については次頁以降を参照してください。

放送受信料免除基準(変更案)の内容

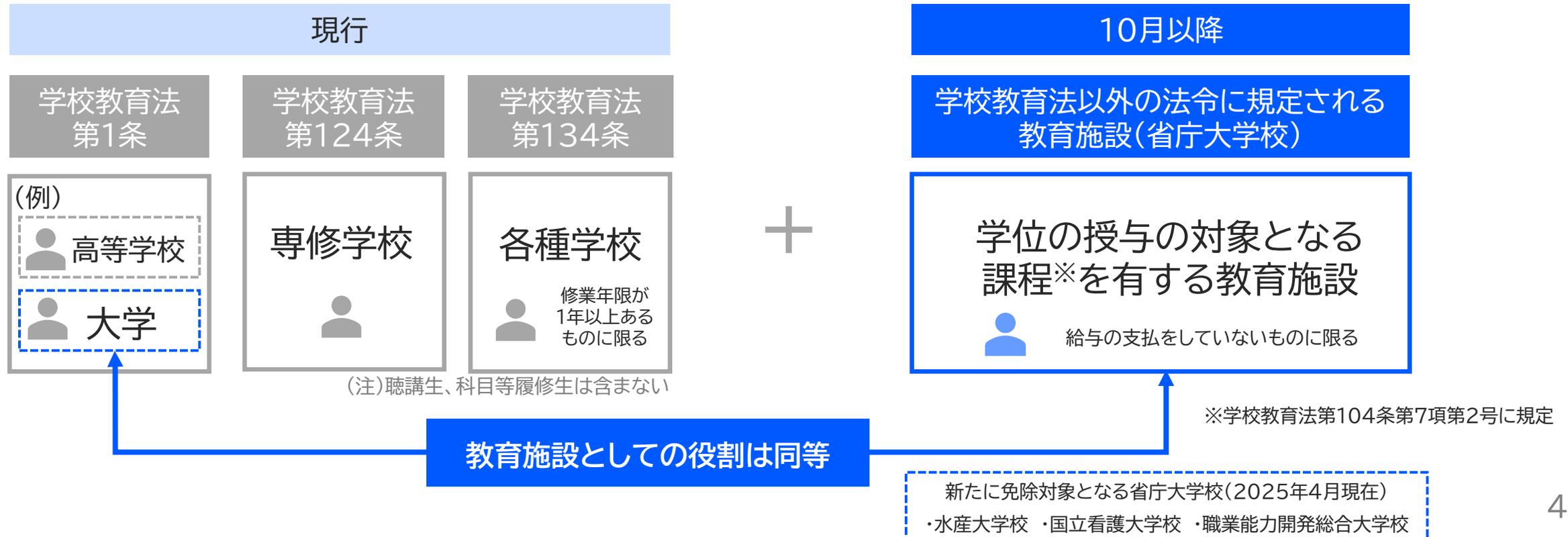
- 放送受信料免除基準(変更案)の条文ごとの主な変更内容は以下のとおりです。

条項等		変更案の内容
名称	日本放送協会放送受信料免除基準	<ul style="list-style-type: none"> 放送法改正により、NHKの配信の受信を開始した者が受信契約の対象として加わることとなり、免除基準には、放送および配信の受信の受信契約に関する免除について規定するため、「日本放送協会受信料免除基準」に変更
1 全額免除	(1)社会福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> 配信の受信開始による受信契約についても、受信機の設置による受信契約と同様に、免除の対象とすることを規定
	(2)学校	
	(3)公的扶助受給者	
	(4)市町村民税非課税の障害者	
	(5)社会福祉施設等入所者	
	(6)年間収入が一定額以下等の別住居の学生	<ul style="list-style-type: none"> 配信の受信開始による受信契約についても、受信機の設置による受信契約と同様に、免除の対象とすることを規定 免除対象となる学生の範囲に、学校教育法に規定する学位の授与の対象となる課程を有し、当該課程の履修者に給与の支払いをしていない教育施設に在学する者も追加することを規定
	(7)、(8)災害被災者	<ul style="list-style-type: none"> 配信の受信開始による受信契約についても、受信機の設置による受信契約と同様に、免除の対象とすることを規定
2 半額免除	<ul style="list-style-type: none"> 配信の受信開始による受信契約についても、受信機の設置による受信契約と同様に、免除の対象とすることを規定 	
(1)視覚、聴覚障害者		
(2)重度の障害者		
	(3)重度の戦傷病者	
3 免除事由の調査		<ul style="list-style-type: none"> 字句修正のみ
付則		<ul style="list-style-type: none"> 本則にあわせて必要な規定を整備
別表1～3、5		<ul style="list-style-type: none"> 変更なし
別表4		<ul style="list-style-type: none"> 1(6)にあわせて必要な規定を整備

学生免除の対象範囲の一部拡大

- 現行の免除基準において、免除対象となる学生の範囲は、学校教育法で規定されている大学や短大等に在学する学生と規定しており、それ以外の教育施設に在学する学生は免除の対象となっていません。
- 学校教育法以外の法令により規定されている教育施設(省庁大学校)のうち、**学校教育法に規定する学位の授与の対象となる課程を有する省庁大学校**に在学する学生については、学校教育法上の学生と同等と考えられます。
- また、このうち、**給与の支給がなく学費が必要なものに在学する学生**については、一般的な学生と同様に、学業に専念する必要があり、経済的に厳しい状況にあると考えられるため、**免除の対象とする**ことを規定します。

<免除対象となる学生の範囲>



日本放送協会放送受信規約 新旧対照表

(_____ 部分は、変更部分)

新	旧
日本放送協会受信規約	日本放送協会 <u>放送</u> 受信規約
<p>放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 64 条第 1 項の規定により締結される放送<u>または配信</u>の受信についての契約は、次の条項によるものとする。</p>	<p>放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 64 条第 1 項の規定により締結される放送の受信についての契約は、次の条項によるものとする。</p>
<p>(受信契約の種別)</p> <p>第 1 条 日本放送協会（以下「NHK」という。）の行なう放送<u>またはNHKの配信（国内テレビジョン放送の放送番組の同時配信および放送日から一定期間行なわれる配信ならびに番組関連情報の配信に限る。以下同じ。）</u>の受信についての契約（以下「受信契約」という。）を分けて、次のとおりとする。</p> <p>地上契約 …… 地上系によるテレビジョン放送<u>またはNHKの配信の受信</u>についての受信契約</p> <p>衛星契約 …… 衛星系によるテレビジョン放送の受信および地上系によるテレビジョン放送<u>またはNHKの配信</u>の受信についての受信契約</p> <p>特別契約 …… 地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域（以下「難視聴地域」という。）または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての受信契約</p> <p>2 受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できる受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できる受信機を設置し</p>	<p>(<u>放送</u>受信契約の種別)</p> <p>第 1 条 日本放送協会（以下「NHK」という。）の行なう放送の受信についての契約（以下「<u>放送</u>受信契約」という。）を分けて、次のとおりとする。</p> <p>地上契約 …… 地上系によるテレビジョン放送のみの受信についての<u>放送</u>受信契約</p> <p>衛星契約 …… 衛星系および地上系によるテレビジョン放送の受信についての<u>放送</u>受信契約</p> <p>特別契約 …… 地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域（以下「難視聴地域」という。）または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての<u>放送</u>受信契約</p> <p>2 受信機（家庭用受信機、携帯用受信機、自動車用受信機、共同受信用受信機等で、NHKのテレビジョン放送を受信することのできる受信設備をいう。以下同じ。）のうち、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できる<u>テレビジョン</u>受信機を設置（使用できる状態におくことをいう。以下同じ。）した者は地上契約、衛星系によるテレビジョン放送を受信できる<u>テレ</u></p>

新	旧
<p>た者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できる受信機を設置した者は特別契約を締結するものとする。</p> <p>3 <u>NHKの配信の受信を開始（通信端末機器の操作を行ないNHKの配信の視聴または閲覧を開始することをいう。以下同じ。）した者は地上契約を締結しなければならない。なお、NHKは、NHKの配信の受信を開始しようとする者に対して、利用の意思を確認するための措置として通信端末機器の操作を求めるものとする。</u></p> <p>4 <u>1の受信契約を締結する場合において、第2項ただし書の衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できる受信機を設置し、かつ、前項のNHKの配信の受信を開始した者は、第2項ただし書および前項の定めにかかわらず、衛星契約を締結しなければならない。</u></p>	<p><u>ビジョン受信機</u>を設置した者は衛星契約を締結しなければならない。ただし、難視聴地域または列車、電車その他営業用の移動体において、衛星系によるテレビジョン放送のみを受信できる<u>テレビジョン受信機</u>を設置した者は特別契約を締結するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(受信契約の単位等)</p> <p>第2条 <u>世帯についての受信契約の単位等は次の各号のとおりとする。世帯とは、住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。</u></p> <p>(1) <u>受信機を設置した場合の受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に受信機を設置する場合は、その受信機を設置する住居ごととする。</u></p> <p>(2) <u>同一の世帯に属する1の住居に2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種</u></p>	<p>(<u>放送受信契約の単位等</u>)</p> <p>第2条 <u>放送受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。ただし、同一の世帯に属する2以上の住居に設置する受信機については、その受信機を設置する住居ごととする。</u></p>

新	旧
<p><u>類の異なる2以上の受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。</u></p> <p><u>(3) NHKの配信の受信を開始した場合の受信契約は、世帯ごとに行なうものとする。</u></p> <p><u>(4) 同一の世帯において、住居（ただし、人の生活の本拠に限る。）に受信機を設置し、かつ、NHKの配信の受信を開始した場合においては、1の受信契約とする。この場合において、衛星系によるテレビジョン放送を受信できる受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。</u></p> <p><u>2 事業所等世帯以外についての受信契約（以下「事業所契約」という。）の単位等は次の各号のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 受信機を設置した場合の受信契約は、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。</u></p> <p><u>(2) 1の者が同一の設置場所に2以上の受信機を設置した場合においては、その数にかかわらず、1の受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類異なる2以上の受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。</u></p> <p><u>(3) NHKの配信の受信を開始した場合の受信契約は、配信の受信に用いる通信端末機器の数にかかわらず、通信端末機器の設置場所ごとに行なうものとし、この場合、配信の受信の本拠をもって通信端末機器の設置場所とみなすものとする。</u></p> <p><u>(4) 同一の設置場所において、1の者が受信機を設置し、かつ、NHKの配信の受信を開始した場合においては、1の受信契約とする。この場合において、衛星系によるテレビジョン放送を受信できる受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。</u></p> <p><u>(5) 受信機の設置場所または通信端末機器の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれ</u></p>	<p><u>2 事業所等住居以外の場所に設置する受信機についての放送受信契約は、前項本文の規定にかかわらず、受信機の設置場所ごとに行なうものとする。</u></p>

新	旧
<p><u>らに準ずるものの単位による。</u></p> <p>3 <u>前項が適用される事業所契約は次の各号のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>受信機を住居以外の場所に設置した場合の受信契約</u></p> <p>(2) <u>事業の用に供するために世帯構成員以外の者に視聴させ、または閲覧させることを目的としてNHKの配信の受信を開始した場合の受信契約</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>3 <u>第1項に規定する世帯とは、住居および生計をともにする者の集まりまたは独立して住居もしくは生計を維持する単身者をいい、世帯構成員の自家用自動車等営業用以外の移動体については住居の一部とみなす。</u></p> <p>4 <u>第2項に規定する受信機の設置場所の単位は、部屋、自動車またはこれらに準ずるものの単位による。</u></p> <p>5 <u>同一の世帯に属する1の住居に2以上の受信機が設置される場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。</u></p> <p>6 <u>1の者が事業所等住居以外の同一の設置場所に2以上の受信機を設置した場合においては、その数にかかわらず、1の放送受信契約とする。この場合において、受信することのできる放送の種類異なる2以上のテレビジョン受信機を設置した者は、衛星契約を締結するものとする。</u></p>
<p>(受信契約書の提出)</p> <p>第3条 <u>受信機を設置した者は、受信機の設置の月の翌々月の末日までに、また、NHKの配信の受信を開始した者は、NHKの配信の受信開始の月の翌々月の末日までに、次の事項を記載した受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。この場合において、受信機の設置およびNHKの配信の受信開始のいずれも行なった者は、そのいずれか早い月の翌々月の末日までに、当該早い月に行なった受信機の設置またはNHKの</u></p>	<p>(放送受信契約書の提出)</p> <p>第3条 <u>受信機を設置した者は、受信機の設置の月の翌々月の末日までに、次の事項を記載した放送受信契約書を放送局（NHKの放送局をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。</u></p>

新	旧
<p><u>配信の受信開始に関する事項を記載した受信契約書を放送局に提出しなければならない。</u>ただし、新規に契約することを要しない場合を除く。</p> <p>(1) <u>受信機の設置者またはNHKの配信の受信開始者の氏名および住所</u></p> <p>(2) <u>受信機の設置の日またはNHKの配信の受信開始の日</u></p> <p>(3) <u>受信契約の種別</u></p> <p>(4) <u>受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所</u></p> <p>(5) <u>事業所等世帯以外において受信機を設置した場合はその設置場所、受信することのできる放送の種類および受信機の数</u></p> <p>(6) <u>事業所等世帯以外においてNHKの配信の受信を開始した場合は通信端末機器の設置場所(配信の受信の本拠)および通信端末機器の数</u></p> <p>2 <u>受信契約者が受信機を設置しもしくはこれを廃止することまたはNHKの配信の受信を開始しもしくはこれを終了(NHKの配信を以後、視聴または閲覧しなくなることをいう。第5条および第9条において同じ。)すること等により、受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の受信契約の種別を記載した受信契約書を放送局に提出しなければならない。この場合において、受信契約の種別の変更が、第5条第3項第1号に定める料額が高い契約種別への変更であるときは、受信契約書の提出の期限は、その変更にかかる受信機の設置の月の翌々月の末日またはNHKの配信の受信開始の月の翌々月の末日までとする。</u></p> <p>3 第1項または第2項の受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手</p>	<p>(1) 受信機の設置者の氏名および住所</p> <p>(2) 受信機の設置の日</p> <p>(3) <u>受信することのできる放送の種類および放送受信契約の種別</u></p> <p>(4) 受信機を住所以外の場所に設置した場合はその場所</p> <p>(5) 受信機を<u>事業所等住居以外の場所</u>に設置した場合はその設置場所および受信機の数</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>放送受信契約者がテレビジョン受信機を設置しまたはこれを廃止すること等により、放送受信契約の種別を変更するときは、前項各号に掲げる事項のほか、変更前の放送受信契約の種別を記載した放送受信契約書を放送局に提出しなければならない。この場合において、放送受信契約の種別の変更が、第5条第3項第1号に定める料額が高い契約種別への変更であるときは、放送受信契約書の提出の期限は、その変更にかかるテレビジョン受信機の設置の月の翌々月の末日までとする。</u></p> <p>3 第1項または第2項の<u>放送</u>受信契約書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の</p>

新	旧																																
<p>段を利用した所定の方法により行なうことができる。この場合においても、第1項または第2項に規定する事項を届け出るものとする。</p> <p>4 前項による受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。</p> <p>5 <u>受信機を設置した者またはNHKの配信の受信を開始した者は、第1項から第3項までの受信契約書の提出に際して、利用している電話番号および電子メールアドレスを所定の方法により届け出るものとする。</u></p>	<p>通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。この場合においても、第1項または第2項に規定する事項を届け出るものとする。</p> <p>4 前項による<u>放送</u>受信契約書の提出があった場合、NHKは、書面の送付等により提出内容を確認するための通知を行なうものとする。</p> <p>5 受信機を設置した者は、第1項から第3項までの<u>放送</u>受信契約書の提出に際して、利用している電話番号および電子メールアドレスを所定の方法により届け出るものとする。</p>																																
<p>(受信契約またはその種別の変更契約の成立時期)</p> <p>第4条 受信契約またはその種別の変更契約は、<u>受信機</u>の設置者またはNHKの<u>配信の受信開始者</u>とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する。</p>	<p>(<u>放送</u>受信契約またはその種別の変更契約の成立時期)</p> <p>第4条 <u>放送</u>受信契約またはその種別の変更契約は、受信機の設置者とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する。</p>																																
<p>(受信料支払いの義務)</p> <p>第5条 受信契約者は、<u>受信機</u>の設置またはNHKの<u>配信の受信開始</u>により<u>受信契約の締結を要することとなった月の翌月から、第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の受信契約につき、その種別に従い、次の表に掲げる額の受信料</u>(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>月 額</th> <th>6 か月 前払額</th> <th>12 か月 前払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上 契約</td> <td>1,100 円</td> <td>6,309 円</td> <td>12,276 円</td> </tr> <tr> <td>衛星 契約</td> <td>1,950 円</td> <td>11,186 円</td> <td>21,765 円</td> </tr> <tr> <td>特別 契約</td> <td>860 円</td> <td>4,934 円</td> <td>9,599 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 特別契約を除く受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき受信料額(消費</p>	種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額	地上 契約	1,100 円	6,309 円	12,276 円	衛星 契約	1,950 円	11,186 円	21,765 円	特別 契約	860 円	4,934 円	9,599 円	<p>(<u>放送</u>受信料支払いの義務)</p> <p>第5条 <u>放送</u>受信契約者は、<u>受信機</u>の設置の月の翌月から第9条第2項の規定により解約となった月の前月まで、1の<u>放送</u>受信契約につき、その種別に従い、次の表に掲げる額の<u>放送</u>受信料(消費税および地方消費税を含む。)を支払わなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>月 額</th> <th>6 か月 前払額</th> <th>12 か月 前払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上 契約</td> <td>1,100 円</td> <td>6,309 円</td> <td>12,276 円</td> </tr> <tr> <td>衛星 契約</td> <td>1,950 円</td> <td>11,186 円</td> <td>21,765 円</td> </tr> <tr> <td>特別 契約</td> <td>860 円</td> <td>4,934 円</td> <td>9,599 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 特別契約を除く<u>放送</u>受信契約について沖縄県の区域に居住する者の支払うべき<u>放送</u>受信</p>	種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額	地上 契約	1,100 円	6,309 円	12,276 円	衛星 契約	1,950 円	11,186 円	21,765 円	特別 契約	860 円	4,934 円	9,599 円
種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額																														
地上 契約	1,100 円	6,309 円	12,276 円																														
衛星 契約	1,950 円	11,186 円	21,765 円																														
特別 契約	860 円	4,934 円	9,599 円																														
種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額																														
地上 契約	1,100 円	6,309 円	12,276 円																														
衛星 契約	1,950 円	11,186 円	21,765 円																														
特別 契約	860 円	4,934 円	9,599 円																														

新	旧
<p>税および地方消費税を含む。)は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。</p> <p>3 受信契約の種別に変更があったときの受信料は、次の各号の契約種別の料額とする。</p> <p>(1) 地上契約から衛星契約、特別契約から地上契約、または特別契約から衛星契約への契約種別の変更(以下これらの契約種別の変更を「料額が高い契約種別への変更」という。)があった場合においては、その変更にかかる受信機の設置またはNHKの配信の受信開始があったときの当該月分の受信料は、変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の受信料から変更後の契約種別の料額とする。</p> <p>(2) 衛星契約から地上契約、衛星契約から特別契約、または地上契約から特別契約への契約種別の変更(以下これらの契約種別の変更を「料額が低い契約種別への変更」という。)があった場合においては、その変更にかかる受信機の廃止またはNHKの配信の受信終了等に伴う第3条第2項または第3項の提出があったときの当該月分の受信料から変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月の前月に受信機の設置またはNHKの配信の受信開始があったとき、または料額が高い契約種別への変更があったときは、当該月分の受信料は変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の受信料から変更後の契約種別の料額とする。</p> <p>(3) 月に2回以上の契約種別の変更があったときの当該月分の受信料は、前2号の規定にかかわらず、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。</p> <p>イ 衛星契約</p>	<p>料額(消費税および地方消費税を含む。)は、前項の規定にかかわらず、当分の間、別表1に掲げる額とする。</p> <p>3 <u>放送</u>受信契約の種別に変更があったときの<u>放送</u>受信料は、次の各号の契約種別の料額とする。</p> <p>(1) 地上契約から衛星契約、特別契約から地上契約、または特別契約から衛星契約への契約種別の変更(以下これらの契約種別の変更を「料額が高い契約種別への変更」という。)があった場合においては、その変更にかかる受信機の設置があったときの当該月分の<u>放送</u>受信料は、変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の<u>放送</u>受信料から変更後の契約種別の料額とする。</p> <p>(2) 衛星契約から地上契約、衛星契約から特別契約、または地上契約から特別契約への契約種別の変更(以下これらの契約種別の変更を「料額が低い契約種別への変更」という。)があった場合においては、その変更にかかる受信機の廃止等に伴う第3条第2項または第3項の提出があったときの当該月分の<u>放送</u>受信料から変更後の契約種別の料額とする。ただし、当該月の前月に受信機の設置があったとき、または料額が高い契約種別への変更があったときは、当該月分の<u>放送</u>受信料は変更前の契約種別の料額とし、その翌月分の<u>放送</u>受信料から変更後の契約種別の料額とする。</p> <p>(3) 月に2回以上の契約種別の変更があったときの当該月分の<u>放送</u>受信料は、前2号の規定にかかわらず、各変更前および各変更後の契約種別のうち、次の順位で適用した契約種別の料額とする。</p> <p>イ 衛星契約</p>

新	旧
<p>ロ 地上契約</p> <p>4 <u>受信契約者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めるところにより、受信料を支払わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>受信機を設置し受信契約を締結した場合において、受信機の設置の月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったとき、また、NHKの配信の受信を開始し受信契約を締結した場合において、NHKの配信の受信開始の月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、当該解約となった月分の受信料を支払わなければならない。いずれの場合も、当該解約となった月に料額が低い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額を当該解約となった月分の受信料として支払わなければならない。</u></p> <p>(2) <u>受信機を設置し受信契約を締結した場合において、受信機の設置の月に料額が低い契約種別への変更があったとき、また、NHKの配信の受信を開始し受信契約を締結した場合において、NHKの配信の受信開始の月に料額が低い契約種別への変更があったときは、第1項の規定によるほか、変更前の契約種別の料額をその変更にかかる月分の受信料として支払わなければならない。この場合において、その変更にかかる受信機の設置の月の翌月またはNHKの配信の受信開始の月の翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、前号の規定は適用しない。</u></p> <p>(3) <u>料額が高い契約種別への変更があった月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、変更後の契約種別の料額を当該解約となった月分の受信料として支払わなければならない。</u></p>	<p>ロ 地上契約</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号の定めるところにより、<u>放送受信料</u>を支払わなければならない。</p> <p>(1) 受信機の設置の月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、当該月分の<u>放送受信料</u>を支払わなければならない。<u>この場合において、当該解約となった月に料額が低い契約種別への変更があったときは、変更前の契約種別の料額を当該月分の放送受信料として支払わなければならない。</u></p> <p>(2) 受信機の設置の月に料額が低い契約種別への変更があったときは、第1項の規定によるほか、変更前の契約種別の料額を<u>当該月分の放送受信料</u>として支払わなければならない。この場合において、<u>当該受信機の設置の月の翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、前号の規定は適用しない。</u></p> <p>(3) 料額が高い契約種別への変更があった月またはその翌月に第9条第2項の規定により解約となったときは、変更後の契約種別の料額を当該月分の<u>放送受信料</u>として支払わなければならない。</p>

新			旧		
<p>(多数契約一括支払に関する特例 (多数一括割引))</p> <p>第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める受信料免除の基準 (以下「免除基準」という。)の「全額免除」が適用される受信契約を除き、10件以上である1の受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替もしくは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法により一括して受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。</p>			<p>(多数契約一括支払に関する特例 (多数一括割引))</p> <p>第5条の2 衛星契約または特別契約の契約件数の合計が、別に定める<u>放送</u>受信料免除の基準 (以下「免除基準」という。)の「全額免除」が適用される<u>放送</u>受信契約を除き、10件以上である1の<u>放送</u>受信契約者が、支払期間を同じくして第6条第3項に定める口座振替もしくは継続振込または第6条第4項に定めるその他の支払方法のうちNHKの指定する方法により一括して<u>放送</u>受信料を支払う場合は、前条第1項および第2項の規定にかかわらず、これらの契約種別である全契約を対象に、<u>放送</u>受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて次表に定める月額を減じて支払うものとする。</p>		
契約種別ごとの 契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額		契約種別ごとの 契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
	衛星契約	特別契約		衛星契約	特別契約
10件以上	300円	90円	10件以上	300円	90円
<p>2 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件または特別契約の契約件数が9件である1の受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した受信料額を支払うものとする。</p> <p>3 第1項の多数契約一括支払に関する特例を第5条の4に定める同一生計支払に関する特例または第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる受信契約者が支払う受信料について、受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて減ずる月額は、本条第1項に定める額に第5条の4または第5条の5に定める減額分を加算したものとする。</p>			<p>2 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、衛星契約の契約件数が9件または特別契約の契約件数が9件である1の<u>放送</u>受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した<u>放送</u>受信料額を支払うものとする。</p> <p>3 第1項の多数契約一括支払に関する特例を第5条の4に定める同一生計支払に関する特例または第5条の5に定める事業所契約に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる<u>放送</u>受信契約者が支払う<u>放送</u>受信料について、<u>放送</u>受信料額から、1件あたりその契約種別に応じて減ずる月額は、本条第1項に定める額に第5条の4または第5条の5に定める減額分を加算したものとする。</p>		

新	旧
<p>4 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する1の受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の受信料額を用いるものとする。</p> <p>(1) 衛星契約の契約件数が7件、8件または9件であるとき</p> <p>(2) 特別契約の契約件数が8件または9件であるとき</p> <p>5 (略)</p>	<p>4 前項において、衛星契約または特別契約の契約件数の合計が10件に満たない場合であっても、次の各号のいずれかに該当する1の<u>放送</u>受信契約者については、その衛星契約または特別契約の契約件数を10件として算定した<u>放送</u>受信料額を支払うものとする。この場合、契約件数が10件に不足する当該不足件数分の衛星契約または特別契約については、前項の定めによる減額後の<u>放送</u>受信料額を用いるものとする。</p> <p>(1) 衛星契約の契約件数が7件、8件または9件であるとき</p> <p>(2) 特別契約の契約件数が8件または9件であるとき</p> <p>5 (略)</p>
<p>(団体一括支払に関する特例 (団体一括割引))</p> <p>第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとめ、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、受信料額から、1件あたり月額180円を減じて支払うものとする。</p> <p>2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる受信契約者が代表者を通じ支払う受信料について、受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものである。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(団体一括支払に関する特例 (団体一括割引))</p> <p>第5条の3 別に定める要件を備えた団体の構成員で、衛星契約または特別契約を締結している<u>放送</u>受信契約者が、免除基準の「全額免除」が適用される者を除いて15名以上まとめ、団体としてその代表者を通じ、第6条第3項に定める口座振替または継続振込により一括して<u>放送</u>受信料を支払う場合は、第5条第1項および第2項の規定にかかわらず、<u>放送</u>受信料額から、1件あたり月額180円を減じて支払うものとする。</p> <p>2 前項の団体一括支払に関する特例を次条に定める同一生計支払に関する特例と重ねて適用する場合、対象となる<u>放送</u>受信契約者が代表者を通じ支払う<u>放送</u>受信料について、<u>放送</u>受信料額から、その契約種別に応じて減ずる月額は、前項に定める額に次条に定める減額分を加算したものである。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(同一生計支払に関する特例 (家族割引))</p> <p>第5条の4 住居に受信機を設置した場合また</p>	<p>(同一生計支払に関する特例 (家族割引))</p> <p>第5条の4 住居に<u>設置した受信機</u>についての</p>

新	旧
<p><u>は世帯においてNHKの配信の受信を開始した場合</u>についての受信契約を締結している者が、本条の特例を受けることなく受信料を支払う場合で、その受信契約者またはその者と生計をともにする者が、<u>別の住居への受信機の設置</u>または<u>NHKの配信の受信開始</u>について別の受信契約を締結し、当該契約について所定の手続きを行なうときは、当該契約について、受信料額から、第5条に定める受信料額の半額を減じて支払うものとする。ただし、本条の特例は、いずれの受信契約についても第6条第3項に定める支払方法により受信料を支払う場合にのみ適用する。</p> <p>2 NHKは、前項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を受信契約者に求めることができる。受信契約者が要求された資料を提出しない場合、<u>または当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には</u>、NHKは、前項に定める特例を適用しないことができる。</p> <p>3 第1項に定める特例を適用された受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p><u>放送受信契約を締結している者が</u>、本条の特例を受けることなく<u>放送受信料を支払う場合</u>で、その<u>放送受信契約者</u>またはその者と生計をともにする者が別の<u>住居に設置した受信機</u>について<u>放送受信契約</u>を締結し、当該契約について所定の手続きを行なうときは、当該契約について、<u>放送受信料額</u>から、第5条に定める<u>放送受信料額</u>の半額を減じて支払うものとする。ただし、本条の特例は、いずれの<u>放送受信契約</u>についても第6条第3項に定める支払方法により<u>放送受信料</u>を支払う場合にのみ適用する。</p> <p>2 NHKは、前項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を<u>放送受信契約者</u>に求めることができる。<u>放送受信契約者</u>が要求された資料を提出しない場合、<u>もしくは当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には</u>、NHKは、前項に定める特例を適用しないことができる。</p> <p>3 第1項に定める特例を適用された<u>放送受信契約者</u>は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(事業所契約に関する特例 (事業所割引))</p> <p>第5条の5 事業所契約を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機およびNHKの配信の受信に用いる通信端末機器すべてについて必要な受信契約を締結しており、その契約件数が免除基準の「全額免除」が適用される受信契約を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して受信料を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機およびNHKの配信の受信に用いる通信端末機器について</p>	<p>(事業所契約に関する特例 (事業所割引))</p> <p>第5条の5 事業所等<u>住居以外の場所に設置する受信機</u>について<u>放送受信契約</u>を締結する場合において、1の者が、同一敷地内に設置した受信機すべてについて必要な<u>放送受信契約</u>を締結しており、その契約件数が免除基準の「全額免除」が適用される<u>放送受信契約</u>を除き合計2件以上であり、支払期間を同じくして一括して<u>放送受信料</u>を支払う場合は、所定の手続きを行なうことにより、同一敷地内に設置した受信機についての<u>放送受信契約</u>のうち1件を除外</p>

新	旧
<p>の受信契約のうち 1 件を除外した残りのそれぞれについて、受信料額から、その半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する 1 件については、受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 NHKは、第 1 項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を受信契約者に求めることができる。受信契約者が要求された資料を提出しない場合、<u>または</u>当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、NHKは、第 1 項に定める特例を適用しないことができる。</p> <p>4 第 1 項に定める特例を適用された受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。</p> <p>5 NHKは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第 1 項に定める特例を適用しないことができる。受信契約者が特例の適用された受信料を別に定める期限までに支払わない場合は、NHKは、当該請求期間および当該請求期間後の受信料に関して第 1 項に定める特例を適用しないことができる。</p>	<p>した残りのそれぞれについて、<u>放送</u>受信料額から、その半額を減じて支払うものとする。この場合、除外する 1 件については、<u>放送</u>受信契約のうち、衛星契約、地上契約、特別契約の順位で適用する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 NHKは、第 1 項の所定の手続きにあたり、申込書記載の内容を確認できる資料の提出を<u>放送</u>受信契約者に求めることができる。<u>放送</u>受信契約者が要求された資料を提出しない場合、<u>もしくは</u>当該資料によって申込書記載の内容を確認できない場合には、NHKは、第 1 項に定める特例を適用しないことができる。</p> <p>4 第 1 項に定める特例を適用された<u>放送</u>受信契約者は、申込書記載の内容に変更が生じたときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。</p> <p>5 NHKは、申込書記載の内容に虚偽があることまたは前項の届け出がないことが判明した場合、申込書の提出時または申込書記載の内容に変更が生じたと認められる時に遡り、第 1 項に定める特例を適用しないことができる。<u>放送</u>受信契約者が特例の適用された<u>放送</u>受信料を別に定める期限までに支払わない場合は、NHKは、当該請求期間および当該請求期間後の<u>放送</u>受信料に関して第 1 項に定める特例を適用しないことができる。</p>
<p>(受信料の支払方法)</p> <p>第 6 条 受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならない。</p> <p>第 1 期 (4 月および 5 月)</p> <p>第 2 期 (6 月および 7 月)</p> <p>第 3 期 (8 月および 9 月)</p> <p>第 4 期 (10 月および 11 月)</p> <p>第 5 期 (12 月および 1 月)</p> <p>第 6 期 (2 月および 3 月)</p>	<p>(<u>放送</u>受信料の支払方法)</p> <p>第 6 条 <u>放送</u>受信料の支払いは、次の各期に、当該期分を一括して行なわなければならない。</p> <p>第 1 期 (4 月および 5 月)</p> <p>第 2 期 (6 月および 7 月)</p> <p>第 3 期 (8 月および 9 月)</p> <p>第 4 期 (10 月および 11 月)</p> <p>第 5 期 (12 月および 1 月)</p> <p>第 6 期 (2 月および 3 月)</p>

新	旧
<p>2 受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降6か月分または12か月分の受信料を一括して前払するときは、期別の支払いによらないことができる。</p> <p>3 受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード等継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はNHKが負担する。</p> <p>(1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。</p> <p>(2) クレジットカード等継続払 NHKの指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。</p> <p>(3) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、NHKが定期的に送付する払込用紙（電磁的方法により提供される場合を含む。）を用いて、NHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。</p> <p>4 前項に定めるほか、受信料は、NHKの指定する金融機関等を通じてまたはNHKの指定する場所で支払うことができる。また、重度の障害により継続振込による支払いが困難な者等、別に定める要件を備えた受信契約者は、その者の住所またはその者があらかじめ放送局に申し出た場所で支払うことができる。（これらの支払い方法を「その他の支払方法」という。）</p> <p>5 受信契約者が口座振替により受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める受信料口座</p>	<p>2 <u>放送</u>受信契約者は、前項によるほか、当該期の翌期以降の期分の<u>放送</u>受信料を支払うことができる。ただし、当該期以降6か月分または12か月分の<u>放送</u>受信料を一括して前払するときは、期別の支払いによらないことができる。</p> <p>3 <u>放送</u>受信料は、次に定める口座振替、クレジットカード等継続払または継続振込により支払うものとする。この場合の手数料はNHKが負担する。</p> <p>(1) 口座振替 NHKの指定する金融機関に設定する預金口座等から、NHKの指定日に自動振替によって行なう支払いをいう。</p> <p>(2) クレジットカード等継続払 NHKの指定するクレジットカード会社等との契約に基づき、クレジットカード会社等に継続して立て替えさせることによって行なう支払いをいう。</p> <p>(3) 継続振込 NHKの指定する金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において、NHKが定期的に送付する払込用紙（電磁的方法により提供される場合を含む。）を用いて、NHKの指定する支払期日までに継続して払込むことによって行なう支払いをいう。</p> <p>4 前項に定めるほか、<u>放送</u>受信料は、NHKの指定する金融機関等を通じてまたはNHKの指定する場所で支払うことができる。また、重度の障害により継続振込による支払いが困難な者等、別に定める要件を備えた<u>放送</u>受信契約者は、その者の住所またはその者があらかじめ放送局に申し出た場所で支払うことができる。（これらの支払い方法を「その他の支払方法」という。）</p> <p>5 <u>放送</u>受信契約者が口座振替により<u>放送</u>受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める<u>放</u></p>

新	旧
<p>振替利用届をあらかじめNHKに提出しなければならない。</p> <p>6 口座振替による支払いは、前項または第11項に定める受信料口座振替利用届をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分(受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の受信料について取り扱うものとする。</p> <p>7 口座振替の指定日において、所定の受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかつたとき(次項の場合を除く。)は、受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならず、当該請求期間後の受信料については継続振込により支払うものとする。</p> <p>8 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の受信料額を振り替えることができなかつた場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかつたときは、受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。</p> <p>9 受信料を継続振込により支払う受信契約者は、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において払込む方法に代えて、クレジットカード会社等に立て替えさせることによって支払うことができる。</p> <p>10 受信契約者がクレジットカード等継続払により受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める受信料クレジットカード等継続払利用申込書をあらかじめNHKに提出しなければならない。NHKは、その受信料クレジットカード等継続払利用申込書に記載された内容</p>	<p><u>送</u>受信料口座振替利用届をあらかじめNHKに提出しなければならない。</p> <p>6 口座振替による支払いは、前項または第11項に定める<u>放送</u>受信料口座振替利用届をNHKが受け付けた月の属する期の翌期以降の期分(<u>放送</u>受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の<u>放送</u>受信料について取り扱うものとする。</p> <p>7 口座振替の指定日において、所定の<u>放送</u>受信料額を請求したにもかかわらず振り替えることができなかつたとき(次項の場合を除く。)は、<u>放送</u>受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わねばならず、当該請求期間後の<u>放送</u>受信料については継続振込により支払うものとする。</p> <p>8 口座振替の指定日において、残高の不足により所定の<u>放送</u>受信料額を振り替えることができなかつた場合は、次の期の指定日に一括して請求するものとし、なお振り替えることができなかつたときは、<u>放送</u>受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない。当該請求期間後の<u>放送</u>受信料については、別に定める場合を除き、口座振替による支払いを継続する。</p> <p>9 <u>放送</u>受信料を継続振込により支払う<u>放送</u>受信契約者は、金融機関、郵便局またはコンビニエンスストア等において払込む方法に代えて、クレジットカード会社等に立て替えさせることによって支払うことができる。</p> <p>10 <u>放送</u>受信契約者がクレジットカード等継続払により<u>放送</u>受信料を支払おうとする場合は、NHKが定める<u>放送</u>受信料クレジットカード等継続払利用申込書をあらかじめNHKに提出しなければならない。NHKは、その<u>放送</u>受信料クレジットカード等継続払利用申込書</p>

新	旧
<p>により立替払いが可能であることをクレジットカード会社等に確認した上で受理する。</p> <p>1 1 第5項の受信料口座振替利用届および前項の受信料クレジットカード等継続払利用申込書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。</p> <p>1 2 クレジットカード等継続払による支払いは、第10項または前項に定める受信料クレジットカード等継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分(受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の受信料について取り扱うものとする。</p> <p>1 3 NHKがクレジットカード会社等に所定の受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、NHKが所定の受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない、当該請求期間後の受信料については継続振込により支払うものとする。</p>	<p>に記載された内容により立替払いが可能であることをクレジットカード会社等に確認した上で受理する。</p> <p>1 1 第5項の<u>放送</u>受信料口座振替利用届および前項の<u>放送</u>受信料クレジットカード等継続払利用申込書の提出は、書面に代えて電話、インターネット等の通信手段を利用した所定の方法により行なうことができる。</p> <p>1 2 クレジットカード等継続払による支払いは、第10項または前項に定める<u>放送</u>受信料クレジットカード等継続払利用申込書をNHKが受理した月の属する期の翌期以降の期分(<u>放送</u>受信料が前払されている場合においては、当該前払の期間が終了する月の翌月以降分)の<u>放送</u>受信料について取り扱うものとする。</p> <p>1 3 NHKがクレジットカード会社等に所定の<u>放送</u>受信料額を請求したにもかかわらず立替払いが行なわれなかったとき、または、NHKが所定の<u>放送</u>受信料額を請求する前に、クレジットカード会社等から<u>放送</u>受信料を請求されても立替払いができないと通知を受けたときは、<u>放送</u>受信契約者は、当該請求期間分はその他の支払方法により支払わなければならない、当該請求期間後の<u>放送</u>受信料については継続振込により支払うものとする。</p>
<p>(受信機の設置者へのメッセージの表示)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとることができるものとする。</p> <p>(1) 前項の連絡を受けた事項の内容が事実と相違すること</p> <p>(2) 前項の連絡の後、前項第2号のID番号を</p>	<p>(メッセージの表示)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる理由により、NHKにおいて前項各号に掲げる事項の1に該当する事実を確認できない場合には、NHKは第1項の措置をとることができるものとする。</p> <p>(1) 前項の連絡を受けた事項の内容が事実と相違すること</p> <p>(2) 前項の連絡の後、前項第2号のID番号を</p>

新	旧
<p>変更したこと</p> <p>(3) 前項の連絡の後、受信契約を締結するまでの間において、同項第1号の住所または同項第3号の場所に変更が生じたこと</p> <p>4 第1項および前項の措置は、第3条第1項ただし書に規定する場合および受信契約が解約となった者が再び受信機を設置した場合についても、とることができるものとする。</p> <p>5 NHKは、第2項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める受信契約を締結しない場合には、受信契約の締結を案内する文字（以下「契約案内メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。</p> <p>6 NHKは、前項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める受信契約を締結した場合には、契約案内メッセージを表示しない措置をとるものとする。</p>	<p>変更したこと</p> <p>(3) 前項の連絡の後、<u>放送</u>受信契約を締結するまでの間において、同項第1号の住所または同項第3号の場所に変更が生じたこと</p> <p>4 第1項および前項の措置は、第3条第1項ただし書に規定する場合および<u>放送</u>受信契約が解約となった者が再び受信機を設置した場合についても、とることができるものとする。</p> <p>5 NHKは、第2項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める<u>放送</u>受信契約を締結しない場合には、<u>放送</u>受信契約の締結を案内する文字（以下「契約案内メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。</p> <p>6 NHKは、前項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める<u>放送</u>受信契約を締結した場合には、契約案内メッセージを表示しない措置をとるものとする。</p>
<p><u>(NHKの配信の受信に関する措置)</u></p> <p><u>第7条の2 NHKは、NHKの配信の受信を開始した者にその者を識別する情報を、また、その者が配信の受信に用いた通信端末機器に対して当該機器を識別する情報（以下あわせて「識別情報」という。）を付与することができる。</u></p> <p><u>2 NHKは、識別情報を用いて、次の各号の措置をとることができる。</u></p> <p><u>(1) NHKの配信の受信を開始した者が受信契約を締結していることを確認するため、所定の情報の提供や手続きを促す文字等を配信の画面に表示すること</u></p> <p><u>(2) NHKの配信の利用にあたり識別情報の適切な利用を確保するためにNHKの配信を同時に受信することのできる数等の制限を設けること</u></p> <p><u>3 NHKは、第1項の識別情報の付与およびそ</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>の利用方法ならびに前項各号の措置について 定めた利用規約を公表する。</u></p>	
<p>(氏名、住所等の変更)</p> <p>第8条 受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したとき、<u>また、事業所等世帯以外については通信端末機器の設置場所(配信の受信の本拠)</u>を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 前項の届け出が行なわれない場合において、NHKが公共機関への調査等により受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、NHKは、当該受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、NHKは、当該受信契約者にその旨を通知するものとする。</p> <p>3 受信契約者が放送局に届け出た電話番号または電子メールアドレスを変更したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出るものとする。</p>	<p>(氏名、住所等の変更)</p> <p>第8条 <u>放送</u>受信契約者が放送局に届け出た氏名または住所を変更したときは、直ちに、その旨を放送局に届け出なければならない。受信機設置の場所を変更したときも、同様とする。</p> <p>2 前項の届け出が行なわれない場合において、NHKが公共機関への調査等により<u>放送</u>受信契約者が放送局に届け出た住所等の変更を確認できたときは、NHKは、当該<u>放送</u>受信契約者が変更後の住所等を放送局に届け出たものとして取り扱うことができるものとする。この取り扱いをした場合、NHKは、当該<u>放送</u>受信契約者にその旨を通知するものとする。</p> <p>3 <u>放送</u>受信契約者が放送局に届け出た電話番号または電子メールアドレスを変更したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出るものとする。</p>
<p>(受信契約の解約)</p> <p>第9条 受信契約者が受信機を廃止すること、<u>NHKの配信の受信を終了すること等により、受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。</u></p> <p>(1) 受信契約者の氏名および住所</p> <p>(2) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所</p> <p>(3) <u>事業所等世帯以外において受信機を設置していた場合は受信契約を要しないこととなるその設置場所および受信機の数</u></p> <p>(4) <u>事業所等世帯以外においてNHKの配信の受信を開始していた場合は受信契約を要しないこととなる通信端末機器の設置場所</u></p>	<p>(<u>放送</u>受信契約の解約)</p> <p>第9条 <u>放送</u>受信契約者が受信機を廃止すること等により、<u>放送</u>受信契約を要しないこととなったときは、直ちに、次の事項を放送局に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>放送</u>受信契約者の氏名および住所</p> <p>(2) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所</p> <p>(3) 受信機を<u>事業所等住居以外</u>の場所に設置していた場合は<u>放送</u>受信契約を要しないこととなるその設置場所および受信機の数</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>(配信の受信の本拠) および通信端末機器の数</u></p> <p><u>(5) 受信契約を要しないこととなった事由</u></p> <p>2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかつたものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとするところがある。</p> <p>3 NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、受信契約は解約されないものとするところができる。</p>	<p><u>(4) 放送受信契約を要しないこととなった事由</u></p> <p>2 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、<u>放送</u>受信契約は、前項の届け出があった日に解約されたものとする。ただし、<u>放送</u>受信契約者が非常災害により前項の届け出をすることができなかつたものと認めるときは、当該非常災害の発生の日に解約されたものとするところがある。</p> <p>3 NHKは、第1項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、届け出時に遡り、<u>放送</u>受信契約は解約されないものとするところができる。</p>
<p><u>(受信料の免除)</u></p> <p>第10条 放送法第64条第<u>4</u>項の規定に基づき、免除基準に該当する受信契約については、申請により、受信料を免除する。ただし、災害被災者の受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。</p> <p><u>2 前項本文による免除の申請をしようとする者は、次の事項を記載した受信料免除の申請書に免除を受けようとする理由の証明書を添えて、放送局に提出しなければならない。この場合において、事業所契約については、受信機および通信端末機器の設置場所の見取図を添えるものとする。</u></p> <p><u>(1) 免除を受けようとする理由</u></p> <p><u>(2) 受信契約の種別</u></p> <p><u>(3) 受信機設置の場所</u></p> <p><u>(4) 事業所契約については、受信機の数</u></p> <p><u>(5) 事業所契約については、通信端末機器の設置場所 (配信の受信の本拠) および通信端末機器の数</u></p>	<p><u>(放送受信料の免除)</u></p> <p>第10条 放送法第64条第<u>2</u>項の規定に基づき、免除基準に該当する<u>放送</u>受信契約については、申請により、<u>放送</u>受信料を免除する。ただし、災害被災者の<u>放送</u>受信契約については、申請がなくても、期間を定めて免除することがある。</p> <p><u>2 前項本文による免除の申請をしようとする者は、免除を受けようとする理由、放送受信契約の種別ならびにテレビジョン受信機の数およびその設置の場所を記載した放送受信料免除の申請書に、理由の証明書および受信機の設置見取図を添えて、放送局に提出しなければならない。</u></p>

新	旧
<p>3 第1項本文により、受信料の免除を受けている者は、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出なければならない。</p> <p>4 NHKは、免除基準に定めるところにより、定期的に、第2項に定める免除を受けようとする理由の証明書を発行する者への照会等により、第1項本文により受信料の免除を受けている者にかかる免除の事由が存続していることを調査するものとする。</p> <p>5 NHKは、免除の事由が存続していることを確認するため、第1項本文により受信料の免除を受けている者に対し、免除の理由の証明書の提出を求めることができる。</p> <p>6 NHKは、第4項または前項によっても免除の事由が存続していることを確認できない場合、その者の受信契約については、受信料を免除しないものとする。</p>	<p>3 第1項本文により、<u>放送</u>受信料の免除を受けている者は、免除の事由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を放送局に届け出なければならない。</p> <p>4 NHKは、免除基準に定めるところにより、定期的に、第2項に定める免除を受けようとする理由の証明書を発行する者への照会等により、第1項本文により<u>放送</u>受信料の免除を受けている者にかかる免除の事由が存続していることを調査するものとする。</p> <p>5 NHKは、免除の事由が存続していることを確認するため、第1項本文により<u>放送</u>受信料の免除を受けている者に対し、免除の理由の証明書の提出を求めることができる。</p> <p>6 NHKは、第4項または前項によっても免除の事由が存続していることを確認できない場合、その者の<u>放送</u>受信契約については、<u>放送</u>受信料を免除しないものとする。</p>
<p>(受信料の精算)</p> <p>第11条 受信契約が解約となり、または受信料が免除された場合において、すでに支払われた受信料に過払額があるときは、これを返れいする。この場合、第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者に対し返れいする過払額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 経過期間が6か月に満たない場合には、支払額から経過期間に対する受信料額を差し引いた残額</p> <p>(2) 経過期間が6か月以上である場合には、支払額から経過期間に対し支払うべき額につき、第5条第1項または第2項に定める前払額により支払ったものとみなして算出した額を差し引いた残額</p> <p>2 受信契約の種別、前条の適用または第5条の2から第5条の5までの特例の適用に変更があった場合において、すでに支払われた受信料</p>	<p>(<u>放送</u>受信料の精算)</p> <p>第11条 <u>放送</u>受信契約が解約となり、または<u>放送</u>受信料が免除された場合において、すでに支払われた<u>放送</u>受信料に過払額があるときは、これを返れいする。この場合、第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者に対し返れいする過払額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 経過期間が6か月に満たない場合には、支払額から経過期間に対する<u>放送</u>受信料額を差し引いた残額</p> <p>(2) 経過期間が6か月以上である場合には、支払額から経過期間に対し支払うべき額につき、第5条第1項または第2項に定める前払額により支払ったものとみなして算出した額を差し引いた残額</p> <p>2 <u>放送</u>受信契約の種別、前条の適用または第5条の2から第5条の5までの特例の適用に変更があった場合において、すでに支払われた<u>放</u></p>

新	旧
<p>に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいしまたは追徴する。</p> <p>3 受信料が支払われた期間の受信料について、その料額の改定があったときは、改定額により精算して、返れいしまたは追徴する。</p> <p>4 本条第1項から第3項までの返れいについて、NHKは、その額を翌期以降の期分の受信料(第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者については、次回以降の前払期間分の受信料)の支払いに充当することができる。</p>	<p><u>送</u>受信料に過払額または不足額があるときは、精算して、返れいしまたは追徴する。</p> <p>3 <u>放送</u>受信料が支払われた期間の<u>放送</u>受信料について、その料額の改定があったときは、改定額により精算して、返れいしまたは追徴する。</p> <p>4 本条第1項から第3項までの返れいについて、NHKは、その額を翌期以降の期分の<u>放送</u>受信料(第5条第1項または第2項に定める前払額による支払者については、次回以降の前払期間分の<u>放送</u>受信料)の支払いに充当することができる。</p>
<p>(受信契約者の義務違反および割増金等)</p> <p>第12条 NHKは、受信契約者が次の各号の1に該当する不正な手段により受信料の支払いを免れたときは、当該受信契約者に対し、支払いを免れた受信料に加え、その2倍に相当する額である割増金を請求することができる。</p> <p>(1) 受信契約の解約の届け出の内容に虚偽があったときその他第9条の受信契約の解約について不正があったとき</p> <p>(2) 受信料免除の申請書記載の内容に虚偽があったときその他第10条の受信料の免除について不正があったとき</p> <p>(3) その他受信料の支払いについて不正があったとき</p> <p>2 NHKは、<u>次の各号の者</u>が正当な理由なく第3条第1項に定める期限までに第1条第2項に従った契約種別の受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に受信契約を締結した場合、<u>当該各号の受信契約者</u>に対し、<u>当該各号に定める期間</u>(以下本項において「対象月」という。)について、第1条第2項に従った契約種別の受信料に加え、その2倍に相当する額である割増金を請求することができる。ただし、対</p>	<p>(<u>放送</u>受信契約者の義務違反および割増金等)</p> <p>第12条 NHKは、<u>放送</u>受信契約者が次の各号の1に該当する不正な手段により<u>放送</u>受信料の支払いを免れたときは、当該<u>放送</u>受信契約者に対し、支払いを免れた<u>放送</u>受信料に加え、その2倍に相当する額である割増金を請求することができる。</p> <p>(1) <u>放送</u>受信契約の解約の届け出の内容に虚偽があったときその他第9条の<u>放送</u>受信契約の解約について不正があったとき</p> <p>(2) <u>放送</u>受信料免除の申請書記載の内容に虚偽があったときその他第10条の<u>放送</u>受信料の免除について不正があったとき</p> <p>(3) その他<u>放送</u>受信料の支払いについて不正があったとき</p> <p>2 NHKは、<u>受信機を設置した者</u>が正当な理由なく第3条第1項に定める期限までに第1条第2項に従った契約種別の<u>放送</u>受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に<u>放送</u>受信契約を締結した場合、<u>当該放送</u>受信契約者に対し、<u>受信機</u>の設置の月の翌月から<u>放送</u>受信契約を締結した月の前月までの期間(以下本項において「対象月」という。)について、第1条第2項に従った契約種別の<u>放送</u>受信料に加え、その</p>

新	旧
<p>象月において当該契約より料額が低い契約種別の受信契約書が提出されている場合、NHKは、対象月について、第1条第2項に従った契約種別の受信料に加え、当該受信料と当該料額が低い契約種別の受信料との差額の2倍に相当する額である割増金を請求することができる。</p> <p>(1) <u>受信機を設置した者</u> <u>受信機の設置の月の翌月から受信契約を締結した月の前月までの期間</u></p> <p>(2) <u>NHKの配信の受信を開始した者</u> <u>NHKの配信の受信開始の月の翌月から受信契約を締結した月の前月までの期間</u></p> <p>3 NHKは、<u>次の各号の受信契約者が正当な理由なく第3条第2項に定める期限までに変更後の契約種別の受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に変更後の契約種別の受信契約を締結したときは、当該各号の受信契約者に対し、当該各号に定める期間について、変更後の契約種別の受信料に加え、変更後の契約種別の受信料と変更前の契約種別の受信料との差額の2倍に相当する額である割増金を請求することができる。</u></p> <p>(1) <u>受信機を設置することにより、料額が高い契約種別への変更をする必要がある場合の受信契約者</u> <u>受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の受信契約を締結した月の前月までの期間</u></p> <p>(2) <u>NHKの配信の受信を開始することにより、料額が高い契約種別への変更をする必要がある場合の受信契約者</u> <u>NHKの配信の受信開始の月の翌月から変更後の契約種別の受信契約を締結した月の前月までの期間</u></p>	<p>2倍に相当する額である割増金を請求することができる。ただし、対象月において当該契約より料額が低い契約種別の<u>放送</u>受信契約書が提出されている場合、NHKは、対象月について、第1条第2項に従った契約種別の<u>放送</u>受信料に加え、当該<u>放送</u>受信料と当該料額が低い契約種別の<u>放送</u>受信料との差額の2倍に相当する額である割増金を請求することができる。</p> <p>3 NHKは、<u>放送受信契約者が受信機を設置することにより、料額が高い契約種別への変更をする必要がある場合において、当該放送受信契約者が正当な理由なく第3条第2項に定める期限までに変更後の契約種別の<u>放送</u>受信契約書を提出せず、当該期限を経過した後に変更後の契約種別の<u>放送</u>受信契約を締結したときは、当該<u>放送</u>受信契約者に対し、<u>受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の<u>放送</u>受信契約を締結した月の前月までの期間</u>について、変更後の契約種別の<u>放送</u>受信料に加え、変更後の契約種別の<u>放送</u>受信料と変更前の契約種別の<u>放送</u>受信料との差額の2倍に相当する額である割増金を請求することができる。</u></p>
(支払いの延滞)	(支払いの延滞)

新	旧
<p>第12条の2 NHKは、受信契約者が受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、当該受信契約者に対し、延滞した受信料に加え、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を請求することができる。</p>	<p>第12条の2 NHKは、<u>放送</u>受信契約者が<u>放送</u>受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、当該<u>放送</u>受信契約者に対し、延滞した<u>放送</u>受信料に加え、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息を請求することができる。</p>
<p>(NHKの免責事項および責任事項)</p> <p>第13条 <u>放送またはNHKの配信</u>の受信について事故を生じた場合があっても、NHKは、その責任を負わない。</p> <p>2 <u>地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く受信契約（受信機が設置され、かつ、NHKの配信の受信が開始されていない場合の受信契約に限る。）</u>について、<u>当該月分の受信料は徴収しない。</u></p> <p>3 <u>衛星系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合の当該月分の受信料は、衛星契約のときは地上契約の料額とし、特別契約については、当該月分の受信料は徴収しない。</u></p> <p>4 <u>NHKの配信を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、受信契約（NHKの配信の受信が開始され、かつ、受信機が設置されていない場合の受信契約に限る。）</u>について、<u>当該月分の受信料は徴収しない。第1条第4項の規定により締結された衛星契約についても同様とする。</u></p> <p>5 <u>第2項および第4項に定めるほか、地上系によるテレビジョン放送とNHKの配信のいずれも行なうことがなかった期間が月のうち半分以上となった場合は、特別契約を除く受信契約について、当該月分の受信料は徴収しない。</u></p>	<p>(NHKの免責事項および責任事項)</p> <p>第13条 放送の受信について事故を生じた場合があっても、NHKは、その責任を負わない。</p> <p>2 <u>地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合は、特別契約を除く<u>放送</u>受信契約について当該月分の<u>放送</u>受信料は徴収しない。</u></p> <p>3 <u>衛星系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行なうことがなかった場合の当該月分の<u>放送</u>受信料は、衛星契約のときは地上契約の料額とし、特別契約については、当該月分の<u>放送</u>受信料は徴収しない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>(受信契約者等の個人情報の取り扱い)</p> <p>第13条の2 NHKは、受信契約の事務に関し保有する<u>受信契約者等</u>の氏名および住所等の情報（以下「個人情報」という。）については、</p>	<p>(<u>放送</u>受信者等の個人情報の取り扱い)</p> <p>第13条の2 NHKは、<u>放送</u>受信契約の事務に関し保有する<u>放送</u>受信者等（<u>放送</u>受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（令和4年3</p>

新	旧
<p>個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）および<u>放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン</u>（令和 4 年 3 月 31 日個人情報保護委員会・総務省告示第 1 号。）に基づくほか、別に定める NHK 個人情報保護規程に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。</p> <p>2 前項の個人情報の取り扱いについては、受信契約の締結と受信料の収納のほか、免除基準の適用、放送の受信に関する相談業務、NHK 共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼をその利用の目的とする。</p>	<p><u>月 31 日個人情報保護委員会・総務省告示第 1 号。</u>以下「<u>ガイドライン</u>」という。）<u>第 3 条第 2 号</u>に規定する<u>放送受信者等</u>をいう。）の氏名および住所等の情報（以下「個人情報」という。）については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）および<u>ガイドライン</u>に基づくほか、別に定める NHK 個人情報保護規程に基づき、これを適正に取り扱うとともに、その取り扱いの全部または一部の委託先に対し、必要かつ適切な監督を行なう。</p> <p>2 前項の個人情報の取り扱いについては、<u>放送</u>受信契約の締結と<u>放送</u>受信料の収納のほか、免除基準の適用、放送の受信に関する相談業務、NHK 共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼をその利用の目的とする。</p>
<p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この規約は、令和<u>7</u>年 1 0 月 1 日から施行する。</p>	<p>付 則 （施行期日）</p> <p>1 この規約は、令和<u>5</u>年 1 0 月 1 日から施行する。</p>
<p>（電話番号および電子メールアドレスの届け出に関する経過規定）</p> <p>2 令和 4 年 4 月 1 日より前に受信契約書を提出した者については、同日以降、住所変更、受信契約の種別の変更その他のこの規約に定める各種の<u>手続き</u>を行なうときに、第 3 条第 5 項に定める電話番号および電子メールアドレスを放送局に届け出るものとする。ただし、すでに届け出ている場合はこの限りではない。</p>	<p>（電話番号および電子メールアドレスの届け出に関する経過規定）</p> <p>2 令和 4 年 4 月 1 日より前に<u>放送</u>受信契約書を提出した者については、同日以降、住所変更、<u>放送</u>受信契約の種別の変更その他のこの規約に定める各種の<u>手続き</u>を行なうときに、第 3 条第 5 項に定める電話番号および電子メールアドレスを放送局に届け出るものとする。ただし、すでに届け出ている場合はこの限りではない。</p>
<p>（受信料の支払いに関する経過規定）</p> <p>3 受信機の設置の月が令和元年 9 月以前である場合には、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、受信契約者は、受信機の設置の月（当該月に第 9 条第 2 項の規定により解約となった場合を含む。）</p>	<p>（<u>放送</u>受信料の支払いに関する経過規定）</p> <p>3 受信機の設置の月が令和元年 9 月以前である場合には、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、<u>放送</u>受信契約者は、受信機の設置の月（当該月に第 9 条第 2 項の規定により解約となった場合を含む。）</p>

新	旧
<p>の受信料を支払わなければならない。</p> <p>4 第5条第3項第1号および同条第4項第3号の規定は、その変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である受信契約に、同条第3項第2号ただし書の規定は、受信機の設置の月またはその変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である受信契約に、同条第4項第1号の規定は、受信機の設置の月が令和元年10月以降である受信契約に適用する。</p>	<p>む。)の<u>放送</u>受信料を支払わなければならない。</p> <p>4 第5条第3項第1号および同条第4項第3号の規定は、その変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である<u>放送</u>受信契約に、同条第3項第2号ただし書の規定は、受信機の設置の月またはその変更にかかる受信機の設置の月が令和元年10月以降である<u>放送</u>受信契約に、同条第4項第1号の規定は、受信機の設置の月が令和元年10月以降である<u>放送</u>受信契約に適用する。</p>
<p>(割増金の支払いに関する経過規定)</p> <p>5 不正な手段により支払いを免れた令和5年3月以前の受信料がある場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「その2倍に相当する額」とあるのは「受信料の支払いを免れた期間のうち、支払いを免れた令和5年4月以降の受信料の2倍に相当する額」とする。</p> <p>6 受信機の設置の月が令和5年3月以前である場合における第12条第2項の規定の適用については、同項中「第3条第1項に定める期限までに」とあるのは「令和5年6月末日までに」とし、「その2倍に相当する額」とあるのは「令和5年4月から受信契約を締結した月の前月までの受信料の2倍に相当する額」とし、「対象月について、第1条第2項に従った契約種別の受信料に加え、」とあるのは「対象月の第1条第2項に従った契約種別の受信料に加え、令和5年4月から受信契約を締結した月の前月までの」とする。</p> <p>7 受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合における第12条第2項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第2項中「受信機の設置の月の翌月」とあるのは「受信機の設置の月」とする。</p> <p>8 料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和5年3月以前である場合にお</p>	<p>(割増金の支払いに関する経過規定)</p> <p>5 不正な手段により支払いを免れた令和5年3月以前の<u>放送</u>受信料がある場合における第12条第1項の規定の適用については、同項中「その2倍に相当する額」とあるのは「<u>放送</u>受信料の支払いを免れた期間のうち、支払いを免れた令和5年4月以降の<u>放送</u>受信料の2倍に相当する額」とする。</p> <p>6 受信機の設置の月が令和5年3月以前である場合における第12条第2項の規定の適用については、同項中「第3条第1項に定める期限までに」とあるのは「令和5年6月末日までに」とし、「その2倍に相当する額」とあるのは「令和5年4月から<u>放送</u>受信契約を締結した月の前月までの<u>放送</u>受信料の2倍に相当する額」とし、「対象月について、第1条第2項に従った契約種別の<u>放送</u>受信料に加え、」とあるのは「対象月の第1条第2項に従った契約種別の<u>放送</u>受信料に加え、令和5年4月から<u>放送</u>受信契約を締結した月の前月までの」とする。</p> <p>7 受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合における第12条第2項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第2項中「受信機の設置の月の翌月<u>から</u>」とあるのは「受信機の設置の月<u>から</u>」とする。</p> <p>8 料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和5年3月以前である場合にお</p>

新	旧
<p>ける第12条第3項の規定の適用については、同項中「第3条第2項に定める期限までに」とあるのは「令和5年6月末日までに」とし、「<u>当該各号に定める期間</u>について、変更後の契約種別の受信料に加え、」とあるのは「<u>当該各号に定める期間</u>の変更後の契約種別の受信料に加え、令和5年4月から変更後の契約種別の受信契約を締結した月の前月までの」とする。</p> <p>9 料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合における第12条第3項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第3項中「受信機の設置の月の翌月」とあるのは「<u>受信機の設置の月</u>」とする。</p>	<p>ける第12条第3項の規定の適用については、同項中「第3条第2項に定める期限までに」とあるのは「令和5年6月末日までに」とし、「<u>受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの期間</u>について、変更後の契約種別の<u>放送</u>受信料に加え、」とあるのは「<u>受信機の設置の月の翌月から変更後の契約種別の放送受信契約を締結した月の前月までの期間</u>の変更後の契約種別の<u>放送</u>受信料に加え、令和5年4月から変更後の契約種別の<u>放送</u>受信契約を締結した月の前月までの」とする。</p> <p>9 料額が高い契約種別への変更にかかる受信機の設置の月が令和元年9月以前である場合における第12条第3項の規定の適用については、前項の読み替えに加え、第12条第3項中「受信機の設置の月の翌月<u>から</u>」とあるのは「<u>受信機の設置の月から</u>」とする。</p>
<p>(アナログ放送の終了に関する措置)</p> <p>10 第9条の規定にかかわらず、受信契約者がNHKのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、NHKのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第1条第2項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から1年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。</p> <p>(1) 受信契約者の氏名および住所</p> <p>(2) 設置がないこととなった受信機の数</p> <p>(3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所</p> <p>(4) NHKのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情</p> <p>11 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとする。</p>	<p>(アナログ放送の終了に関する措置)</p> <p>10 第9条の規定にかかわらず、<u>放送</u>受信契約者がNHKのテレビジョン放送のうちアナログ方式の放送（以下「アナログ放送」という。）の終了に伴い、NHKのテレビジョン放送を受信することができなくなり、第1条第2項に定める受信機の設置がないこととなったときは、アナログ放送の終了日（以下「アナログ放送終了日」という。）から1年以内に、次の事項を放送局に届け出なければならない。</p> <p>(1) <u>放送</u>受信契約者の氏名および住所</p> <p>(2) 設置がないこととなった受信機の数</p> <p>(3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所</p> <p>(4) NHKのテレビジョン放送のうちデジタル方式の放送を受信することができない事情</p> <p>11 NHKにおいて前項各号に掲げる事項に該当する事実を確認できたときは、<u>放送</u>受信契約は、アナログ放送終了日に終了したものとする。</p>

新	旧
<p>1 2 NHKは、付則第10項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、受信契約が終了しないものとすることができる。</p> <p>1 3 付則第11項の規定により受信契約が終了した受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第11項の規定により受信契約が終了した受信契約者における付則第3項の適用については、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により受信契約が終了した」とし、付則第11項の規定により受信契約が終了した場合における受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。</p> <p>1 4 第3条第2項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から1年以内に、次の事項を記載した受信契約書を放送局に提出しなければならない。</p> <p>(1) 受信契約者の氏名および住所</p> <p>(2) 変更にかかる受信機の数</p> <p>(3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所</p> <p>(4) 受信できる放送の種類に変更が生じた事由</p> <p>1 5 付則第11項および第12項の定めは、前項の規定による受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第14項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第10項の届け出」とあるのは「付則第14項の提出」と読み替えるものとする。</p>	<p>1 2 NHKは、付則第10項の届け出の内容に虚偽があることが判明した場合、アナログ放送終了日に遡り、<u>放送</u>受信契約が終了しないものとすることができる。</p> <p>1 3 付則第11項の規定により<u>放送</u>受信契約が終了した<u>放送</u>受信契約者における第5条第1項の適用については、同項中「第9条第2項の規定により解約となった月」とあるのは「アナログ放送終了日の属する月」とし、付則第11項の規定により<u>放送</u>受信契約が終了した<u>放送</u>受信契約者における付則第3項の適用については、同項中「当該月に第9条第2項の規定により解約となった」とあるのは「当該月にアナログ放送終了により<u>放送</u>受信契約が終了した」とし、付則第11項の規定により<u>放送</u>受信契約が終了した場合における<u>放送</u>受信料の精算については、第11条第1項を準用する。この場合において、「解約」とあるのは「終了」と読み替えるものとする。</p> <p>1 4 第3条第2項の規定にかかわらず、衛星契約を締結している<u>放送</u>受信契約者が、アナログ放送終了により、地上系によるテレビジョン放送のみを受信できることとなったときは、アナログ放送終了日から1年以内に、次の事項を記載した<u>放送</u>受信契約書を放送局に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>放送</u>受信契約者の氏名および住所</p> <p>(2) 変更にかかる受信機の数</p> <p>(3) 受信機を住所以外の場所に設置していた場合はその場所</p> <p>(4) 受信できる放送の種類に変更が生じた事由</p> <p>1 5 付則第11項および第12項の定めは、前項の規定による<u>放送</u>受信契約種別変更の場合について準用する。この場合において、「前項各号」とあるのは「付則第14項各号」と、「終了し」とあるのは「衛星契約から地上契約に種別変更され」と、「付則第10項の届け出」とあるのは「付則第14項の提出」と読み替えるものとする。</p>

新	旧																								
<p>(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置)</p> <p>16 第12条の2の規定にかかわらず、令和2年4月から令和5年9月までの間の受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に通算しない。</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた延滞利息に関する措置)</p> <p>16 第12条の2の規定にかかわらず、令和2年4月から令和5年9月までの間の<u>放送</u>受信料については、支払いを延滞した場合であっても、同条に定める延滞利息は発生しない。また、当該期間は同条に定める3期分以上の延滞に通算しない。</p>																								
<p>別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき受信料額（第5条第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">月 額</th> <th style="text-align: center;">6 か月 前払額</th> <th style="text-align: center;">12 か月 前払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地上 契約</td> <td style="text-align: center;">965 円</td> <td style="text-align: center;">5,539 円</td> <td style="text-align: center;">10,778 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">衛星 契約</td> <td style="text-align: center;">1,815 円</td> <td style="text-align: center;">10,416 円</td> <td style="text-align: center;">20,267 円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額	地上 契約	965 円	5,539 円	10,778 円	衛星 契約	1,815 円	10,416 円	20,267 円	<p>別表1 沖縄県の区域内に居住する者の支払うべき<u>放送</u>受信料額（第5条第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">月 額</th> <th style="text-align: center;">6 か月 前払額</th> <th style="text-align: center;">12 か月 前払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">地上 契約</td> <td style="text-align: center;">965 円</td> <td style="text-align: center;">5,539 円</td> <td style="text-align: center;">10,778 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">衛星 契約</td> <td style="text-align: center;">1,815 円</td> <td style="text-align: center;">10,416 円</td> <td style="text-align: center;">20,267 円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額	地上 契約	965 円	5,539 円	10,778 円	衛星 契約	1,815 円	10,416 円	20,267 円
種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額																						
地上 契約	965 円	5,539 円	10,778 円																						
衛星 契約	1,815 円	10,416 円	20,267 円																						
種別	月 額	6 か月 前払額	12 か月 前払額																						
地上 契約	965 円	5,539 円	10,778 円																						
衛星 契約	1,815 円	10,416 円	20,267 円																						

日本放送協会放送受信料免除基準 新旧対照表

(_____ 部分は、変更部分)

新	旧
日本放送協会受信料免除基準	日本放送協会 <u>放送</u> 受信料免除基準
日本放送協会受信規約における受信料免除の基準（以下「基準」という。）は、次のとおりとする。	日本放送協会 <u>放送</u> 受信規約における <u>放送</u> 受信料免除の基準（以下「基準」という。）は、次のとおりとする。
<p>1 全 額 免 除 （社会福祉施設等）</p> <p>(1) 別表 1 に掲げる社会福祉施設等において、入所者または利用者の専用に供するため、その管理者が受信機を設置し、または日本放送協会（以下「NHK」という。）の配信の受信を開始して締結する受信契約</p>	<p>1 全 額 免 除 （社会福祉施設等）</p> <p>(1) 別表 1 に掲げる社会福祉施設等において、入所者または利用者の専用に供するため、その管理者が受信機を設置して締結する<u>放送</u>受信契約</p>
<p>（学 校）</p> <p>(2) 別表 2 に掲げる学校において、児童、生徒または幼児の専用に供するため、その管理者が受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する受信契約</p>	<p>（学 校）</p> <p>(2) 別表 2 に掲げる学校において、児童、生徒または幼児の専用に供するため、その管理者が受信機を設置して締結する<u>放送</u>受信契約</p>
<p>（公的扶助受給者）</p> <p>(3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する扶助、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に規定する支援給付を受けている者が受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する<u>世帯についての</u>受信契約</p>	<p>（公的扶助受給者）</p> <p>(3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する扶助、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成 20 年法律第 82 号）に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に規定する支援給付を受けている者が受信機を設置して締結する<u>放送</u>受信契約</p>
<p>（市町村民税非課税の障害者）</p> <p>(4) 別表 3 に掲げる障害者を構成員とする世帯で、その構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている場合、当該世帯の構成員のいずれかの者がその住居に受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する<u>世帯についての</u>受信契約</p>	<p>（市町村民税非課税の障害者）</p> <p>(4) 別表 3 に掲げる障害者を構成員とする世帯で、その構成員の全員が市町村民税（特別区民税を含む。）非課税の措置を受けている場合、当該世帯の構成員のいずれかの者がその住居に受信機を設置して締結する<u>放送</u>受信契約</p>

新	旧
<p>(社会福祉施設等入所者)</p> <p>(5) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する社会福祉事業を行なう施設または事業所の入所者が、その施設内の住居に受信機を設置し、<u>またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約</u></p>	<p>(社会福祉施設等入所者)</p> <p>(5) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定する社会福祉事業を行なう施設または事業所の入所者が、その施設内の住居に受信機を設置して締結する<u>放送受信契約</u></p>
<p>(年間収入が一定額以下等の別住居の学生)</p> <p>(6) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 1 2 4 条に規定する専修学校<u>もしくは第 1 3 4 条に規定する各種学校（修業年限が 1 年以上あるものに限る。）</u>、<u>または第 1 0 4 条第 7 項第 2 号に規定する学位の授与の対象となる課程を有する教育施設（当該課程を履修する者に対し給与の支払をしていないものに限る。）</u>（別表 4 において「学校等」と総称する。）に在学する別表 4 に掲げる学生が生計をともにする者<u>と住居を別にした場合において、当該学生が当該別の住居に受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約</u>。なお、当該学生について、生計をともにする者がいない場合は、<u>当該学生が住居に受信機を設置し、またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約</u>も含む。</p>	<p>(年間収入が一定額以下等の別住居の学生)</p> <p>(6) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 1 2 4 条に規定する専修学校<u>または第 1 3 4 条に規定する各種学校（修業年限が 1 年以上あるものに限る。）</u>（別表 4 において「学校等」と総称する。）に在学する別表 4 に掲げる学生が生計をともにする者の<u>住居とは別の住居に受信機を設置して締結する放送受信契約</u>。なお、当該学生について、生計をともにする者がいない場合は、<u>当該学生が住居に受信機を設置して締結する放送受信契約</u>も含む。</p>
<p>(災害被災者)</p> <p>(7) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている受信契約、<u>当該建物に居住する者がNHKの配信の受信を開始して締結されている世帯についての受信契約</u>、<u>または事業所等世帯以外において当該建物をNHKの配信の受信に用いる通信端末機器の設置場所として締結されている受信契約</u>。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属</p>	<p>(災害被災者)</p> <p>(7) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助が行われた区域内において、当該救助に係る災害により半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物に受信機を設置して締結されている<u>放送受信契約</u>。この場合において、免除の期間は、当該救助の期間の初日の属する月およびその翌月の 2 か月間とする。</p>

新	旧
<p>する月およびその翌月の2か月間とする。</p> <p>(8) (7)によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの</p>	<p>(8) (7)によるもののほか、非常災害があった場合において、免除すべき<u>放送</u>受信契約の範囲および免除の期間につき、あらかじめ総務大臣の承認を受けたもの</p>
<p>2 半 額 免 除 (視覚、聴覚障害者)</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置し、<u>またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約</u></p>	<p>2 半 額 免 除 (視覚、聴覚障害者)</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳を所持する視覚障害者または聴覚障害者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する<u>放送</u>受信契約</p>
<p>(重度の障害者)</p> <p>(2) 別表5に掲げる重度の障害者((1)に該当する者を除く。)で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置し、<u>またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約</u></p>	<p>(重度の障害者)</p> <p>(2) 別表5に掲げる重度の障害者((1)に該当する者を除く。)で、住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する<u>放送</u>受信契約</p>
<p>(重度の戦傷病者)</p> <p>(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に規定する戦傷病者手帳を所持する者のうち、障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)に規定する特別項症から第1款症に相当する重度の戦傷病者で住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置し、<u>またはNHKの配信の受信を開始して締結する世帯についての受信契約</u></p>	<p>(重度の戦傷病者)</p> <p>(3) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)に規定する戦傷病者手帳を所持する者のうち、障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)に規定する特別項症から第1款症に相当する重度の戦傷病者で住民基本台帳法にいう世帯主である者がその住居に受信機を設置して締結する<u>放送</u>受信契約</p>
<p>3 免除事由の調査</p> <p>日本放送協会受信規約第10条第4項の調査は、基準第1項(3)および(4)による免除については1年ごと、基準第1項(1)、(2)および(5)ならびに基準第2項による免除については2年ごとに行なうものとする。</p> <p>基準第1項(6)による免除については、日本</p>	<p>3 免除事由の調査</p> <p>日本放送協会<u>放送</u>受信規約第10条第4項の調査は、基準第1項(3)および(4)による免除については1年ごと、基準第1項(1)、(2)および(5)ならびに基準第2項による免除については2年ごとに行なうものとする。</p> <p>基準第1項(6)による免除については、日本</p>

新	旧
<p>放送協会受信規約第10条第5項の調査によることとし、学生の修業年限の最終年度に行なうものとする。</p>	<p>放送協会<u>放送</u>受信規約第10条第5項の調査によることとし、学生の修業年限の最終年度に行なうものとする。</p>
<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この基準は、令和<u>7</u>年10月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成20年9月30日に、その日まで施行された基準第1項(4)により受信料が免除されている受信契約で、この基準第1項(4)によれば受信料の免除を受けられないものは、当分の間、なお従前の例による。</p>	<p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この基準は、令和<u>5</u>年10月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 平成20年9月30日に、その日まで施行された基準第1項(4)により<u>放送</u>受信料が免除されている<u>放送</u>受信契約で、この基準第1項(4)によれば<u>放送</u>受信料の免除を受けられないものは、当分の間、なお従前の例による。</p>
<p>別表4 (略)</p> <p>(注) 本表における「年間収入」とは、給与収入の場合は源泉徴収される前の支給総額、給与収入以外の場合は、総収入から確定申告で認められた必要経費を控除した所得額とする。</p> <p>本表における「学生」とは、学校教育法に定める<u>学生</u>、<u>同法に定める生徒</u>、<u>または同法第104条第7項第2号に規定する学位の授与の対象となる課程を有する教育施設(当該課程を履修する者に対し給与の支払をしていないものに限る。)</u>に在学する者で、<u>当該学位の授与の対象となる課程を履修している者</u>を意味するが、聴講生、科目等履修生は含まない。</p>	<p>別表4 (略)</p> <p>(注) 本表における「年間収入」とは、給与収入の場合は源泉徴収される前の支給総額、給与収入以外の場合は、総収入から確定申告で認められた必要経費を控除した所得額とする。</p> <p>本表における「学生」とは、<u>学校教育法上の学生</u>または<u>生徒</u>を意味するが、聴講生、科目等履修生は含まない。</p>